

七ヶ浜町高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)

基本理念

健康で生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜



平成27年3月

七ヶ浜町

ごあいさつ

町民の皆様には、日頃より町政の推進に多大なご理解、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

わが国は、人口減少と急激な高齢化が進むとともに、都市部はもとより地方においても核家族化が著しく、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多くなり、高齢者の介護が大きな社会問題になっております。

そのため、高齢者が安心して生活できる社会の構築を目的として、国民共助の理念に基づき、平成12年4月に介護保険制度が設けられ、介護者に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付が行われております。

本町では、第1期（平成12年度～14年度）・第2期（15年度～17年度）・第3期（18年度～20年度）・第4期（21年度～23年度）・第5期（24年度～26年度）の介護保険事業計画を策定し、高齢者の健康づくり・生きがいづくり・介護予防・介護サービスを展開し事業の充実を図ってまいりました。

本町の高齢化率は年々増加傾向にあり、平成26年10月1日現在の高齢者人口は、4,946人（高齢化率25.4%）で、町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。また、介護認定者数は835人（出現率16.9%）で、認定者数も年々増加する傾向にあります。

今回の計画は、第5期計画の基本目標を踏襲しながら、平成37年（2025年）を目途とする「地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢者が住み慣れた地域で介護等が必要になっても安心して生活できるよう、介護サービス等の充実を図るとともに、高齢者自身が健康の維持・増進に積極的に取り組むことにより、地域社会の一員として自立し、様々な分野で心ゆたかに生きがいを持って活躍できるよう「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を基本理念としております。

結びに、本町のさらなる発展と福祉向上のために、皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、ごあいさつといたします。



平成27年 3月

七ヶ浜町長 渡 邊 善 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の背景	1
2	計画の位置づけ	3
	(1) 各計画との関係	3
	(2) 法令等の根拠	4
3	計画期間	5
4	計画の進行管理	5
5	生活圏域の設定	6
6	制度改正のポイント	6
	(1) 10年後を見据えた計画の策定	6
	(2) 介護保険制度改正の主な内容	8

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1	高齢者の現状	14
	(1) 高齢者人口の推移	14
	(2) 高齢化率の推移	15
	(3) 世帯状況の推移	16
	(4) 高齢者の就労状況	17
	(5) 実態調査にみる高齢者の姿	18
2	介護給付の特徴	21
	(1) 要支援・要介護認定者の推移	21
	(2) 回数・人数等における計画値と実績値	23
	(3) 費用における計画値と実績値	25

第3章 今後の高齢者の状況

1	将来人口の推移	29
2	要介護認定者数の推計	30
	(1) 自然体での推計	30
	(2) 介護予防による効果を見込んだ推計	31

第4章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	32
2	地域包括ケアシステムの構築	32
3	基本目標	33
4	施策の体系	34

第5章 施策の展開

1	介護予防のまちづくり	36
	(1) 地域支援事業	36
	(2) 地域支援事業における費用見込み	41
	(3) 地域包括支援センターの役割	41

2	暮らしやすい福祉のまちづくり	43
	(1) 福祉サービス	43
	(2) 社会参加・生きがいづくり対策	44
3	介護保険サービスの更なる充実	45
	(1) サービスの種類	45
	(2) 利用対象者の推計	46
	(3) 居宅サービス	48
	(4) 地域密着型サービス	53
	(5) その他のサービス（介護給付）	56
	(6) 施設サービス	57
	(7) 介護予防サービス	59
	(8) その他のサービス（介護予防給付）	64
	(9) サービス量の見込み（一覧）	65
	(10) サービス給付費の見込み（一覧）	67
	(11) 介護保険料の設定	69

第6章 計画の推進

1	推進体制の整備	76
	(1) 計画の進行管理	76
	(2) サービス提供体制の整備	76
2	ネットワークの形成及び連携	77
	(1) ケアマネジャー等の資質向上	77
	(2) 医療・保健・福祉・法曹専門職との連携	77
	(3) 住民活動・ボランティア団体等の人材育成支援	77
	(4) 地域福祉課、社会福祉協議会との連携	77
	(5) 生活支援コーディネーター及び 生活支援・介護予防サービス協議体の設置	77

第7章 資料編

1	パブリックコメントの実施	78
2	介護保険運営協議会	78
	(1) 介護保険運営協議会の設置	78
	(2) 介護保険運営協議会の所掌事務	78
	(3) 意見の具申	78
	(4) 介護保険運営協議会の組織	79
	(5) 七ヶ浜町介護保険運営協議会経過	79

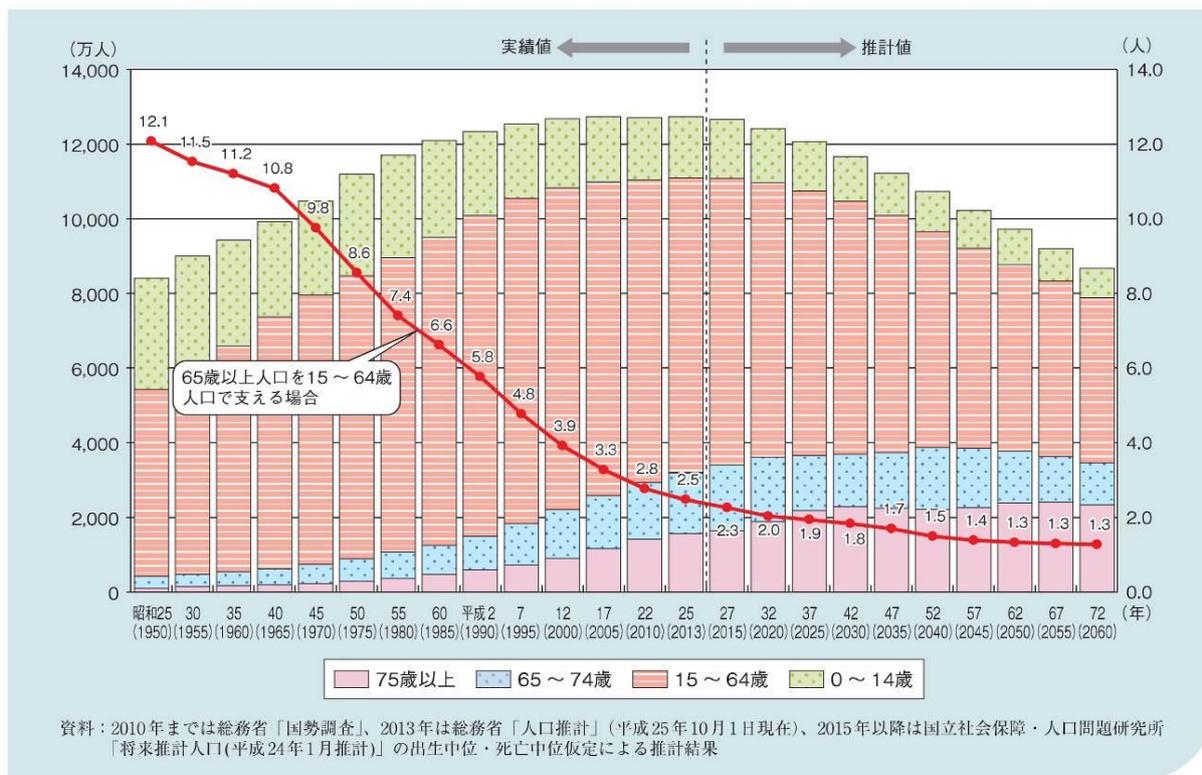
第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の平均寿命は平成25年現在、男性80.21歳、女性86.61歳となっており、将来さらに伸長することが予想されています。また、平成25年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,190万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も25.1%と過去最高となっています。高齢者人口は今後「団塊の世代」が65歳以上となる平成27年には3,395万人（高齢化率26.8%）、75歳以上となる平成37年には3,657万人（高齢化率30.3%）に達すると予想され、3人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会の到来が予想されています。

また、出生数の減少が生産年齢人口に影響を及ぼし、昭和25年（1950年）には1人の高齢者に対して12.1人の現役世代（15～64歳）が支えていたのに対して、平成27年（2015年）には高齢者1人に対して現役世代2.3人、平成37年（2025年）には1.9人の現役世代で支えることになると予想され、その対応が喫緊の課題となっています。（内閣府「平成26年版高齢社会白書」より）

【高齢世代人口の比率】



「平成26年版高齢社会白書」より

本町においても、総人口の緩やかな減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は増え続け、特に75歳以上人口は今後も増加が見込まれます。また、寝たきりや認知症などの要介護認定者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加も予測されます。

このような状況を見据えて、高齢者等を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が導入され、定着してきました。

平成18年には、介護保険制度改革により、サービスの種類等の大幅な変更がなされ、在宅重視や介護予防の視点が色濃く打ち出されました。同年4月、要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅・地域で生活が続けられるようにするため、地域密着型サービスが創設され、平成23年には地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が介護保険法に明記されました。

本町においても法の趣旨に沿って、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉や介護予防事業、介護サービスの提供をはじめ、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるような取り組みを推進してきました。

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波で町内の約3分の1が浸水する被害を受けました。被災した方の中には高齢者も多く含まれており、今なお応急仮設住宅等で不自由な生活を送られていることから、災害公営住宅等への移転が進む中でも継続した配慮、支援が求められています。

これらのことから、第6期計画は、高齢者実態調査による高齢者のニーズを踏まえ、「医療」「介護」「予防」「生活支援・福祉サービス」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、継続的な高齢者福祉施策、介護サービスを維持するとともに、高齢者一人ひとりが元気にいきいきと住み慣れた地域で暮らし続けることができる町づくりを目指し策定しています。

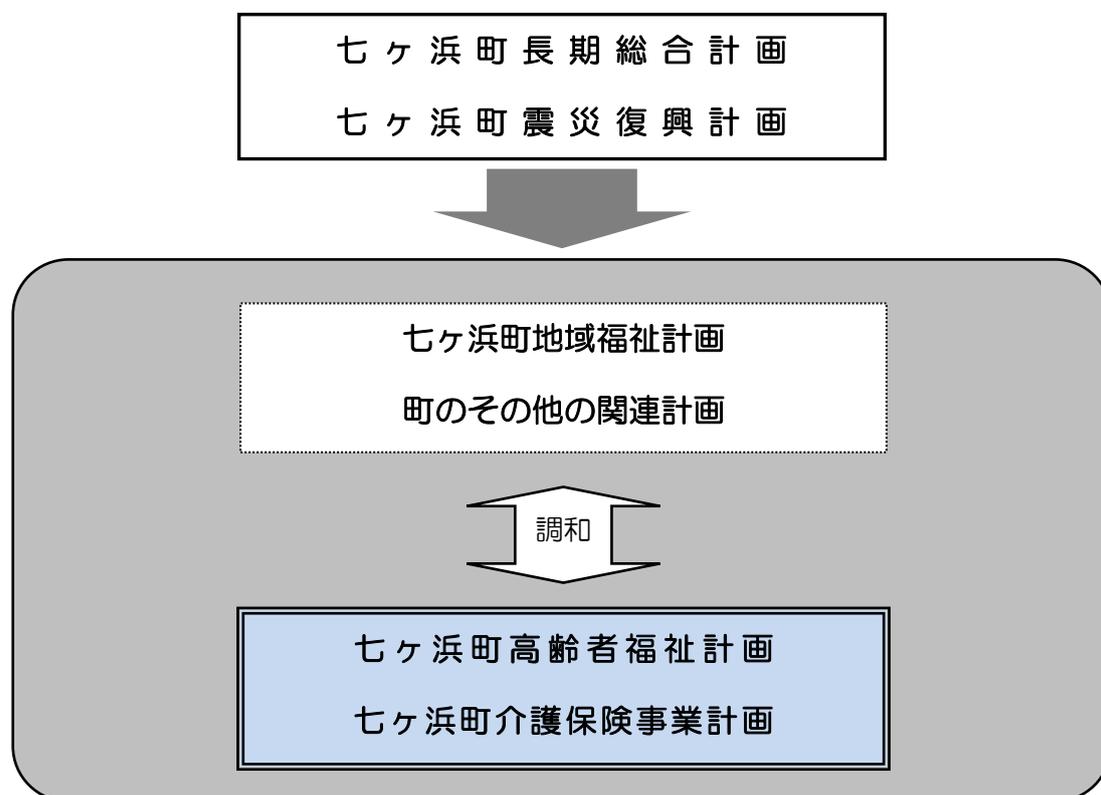
2 計画の位置づけ

(1) 各計画との関係

本計画は、本町の特性を踏まえるとともに、「七ヶ浜町長期総合計画」並びに「七ヶ浜町震災復興計画」を上位計画として策定した計画です。また、福祉施策の横断的・総合的指針である「七ヶ浜町地域福祉計画」等の福祉関連の個別計画と調和した計画です。

本計画は「七ヶ浜町高齢者福祉計画」と「七ヶ浜町介護保険事業計画」（第6期）を一体的に策定するものであり、本町における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

[各計画との関係図]



(2) 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、七ヶ浜町の高齢者福祉施策に関する基本的な計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づくものであり、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、各年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

老人福祉法

第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

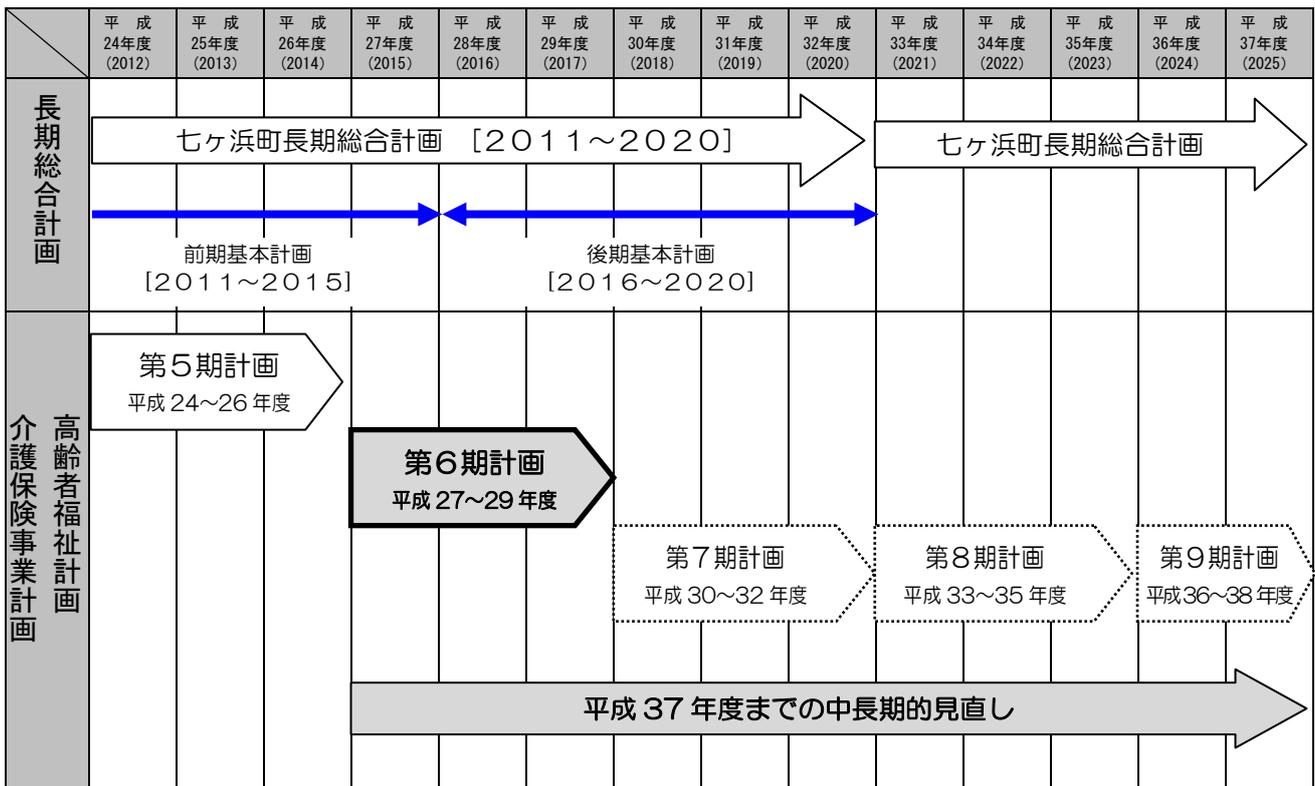
第 117 条第 6 項

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 計画期間

この計画は、平成24年度に策定した「七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」第5期計画の見直しにあたるもので、平成27年度～平成29年度までの3年を1期とします。
また、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立ち策定するものです。

【計画期間】



4 計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度計画全体の達成状況を把握・検討し、翌年度以降に反映していくものとします。また、保健・医療・福祉などの各種サービスへの総合調整・推進を行います。

5 生活圏域の設定

生活圏域とは、それぞれの地域の特性を踏まえて、介護保険サービス基盤を空間的に考える基本単位であり、平成18年4月からの第3期介護保険事業計画から設定されています。

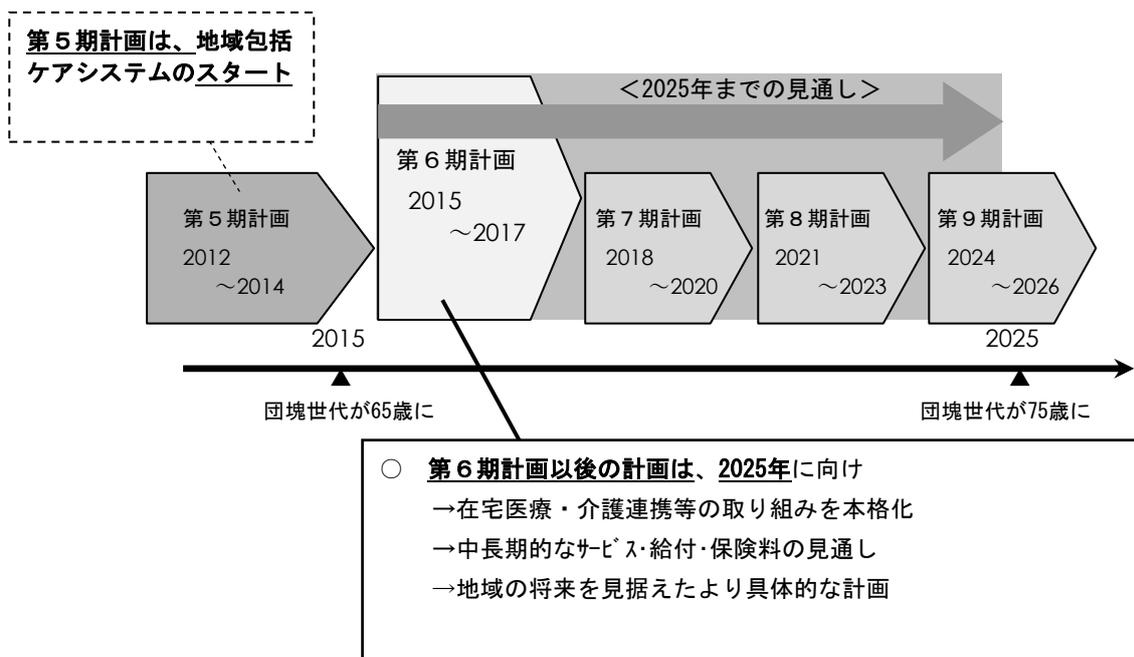
生活圏域を設定するにあたっては、地理的条件、人口、交通網等の社会的条件、サービス提供施設の整備状況、地域づくり活動の単位などを考慮することとなっていますが、本町においては人口規模を勘案して、第5期計画に引き続き、1圏域として本計画を進めていきます。

6 制度改正のポイント

(1) 10年後を見据えた計画の策定

団塊の世代が75歳以上となるのが10年後の平成37年（2025年）であり、第6期計画以後の計画は、平成37年（2025年）に向け、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していくものです。

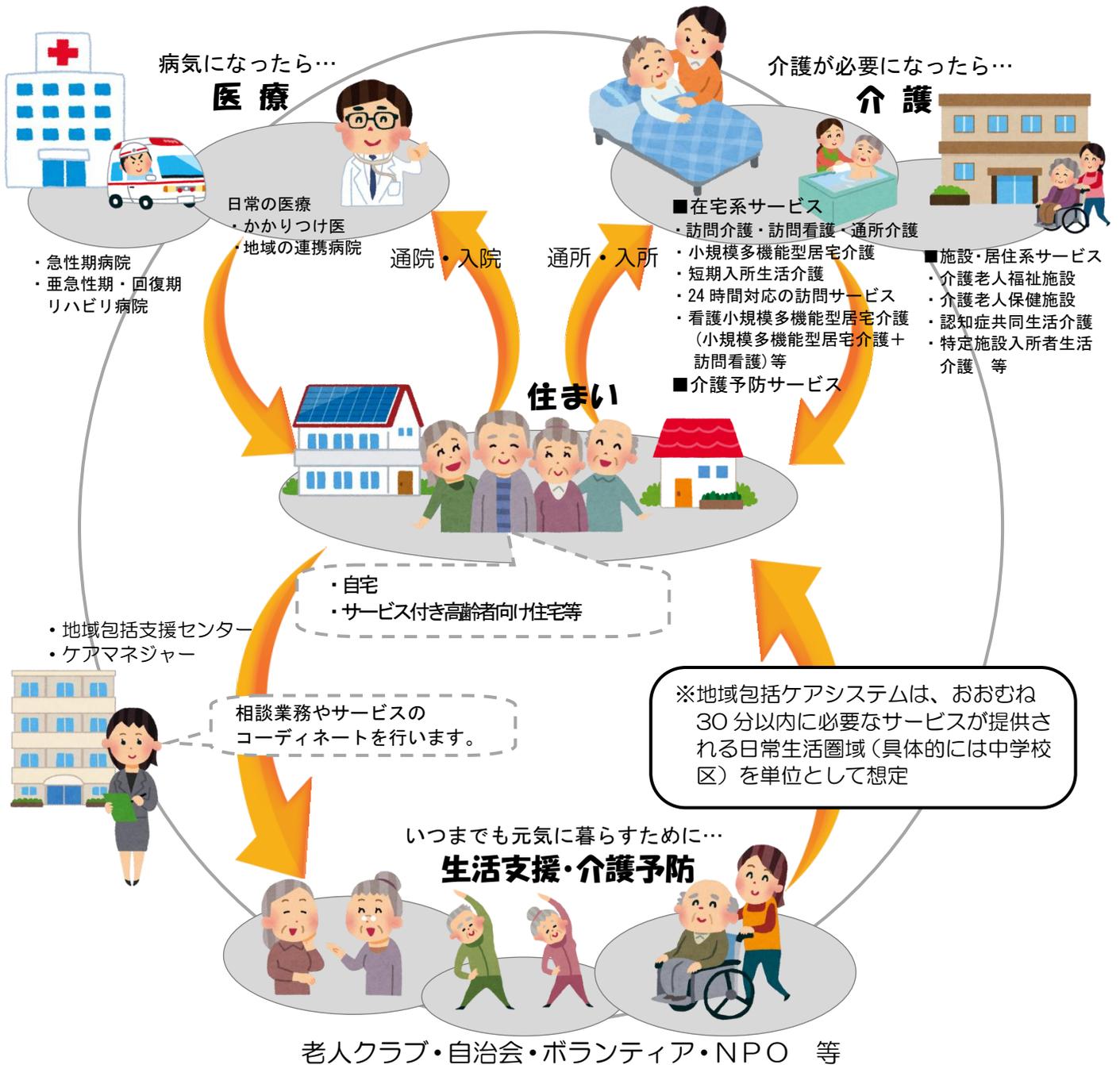
⇒平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



～ 「地域包括ケアシステム」とは ～

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を確立するものです。

【地域包括ケアシステムの姿】



「厚生労働省資料」より

(2) 介護保険制度改正の主な内容

今回の改正では、地域包括ケアシステムの構築を図り、介護保険制度の持続性を確保するため、サービスの充実及び重点化・効率化と費用負担の公平化を一体的に行うように制度が改められました。

① 地域包括ケアシステムの構築

ア 地域支援事業の充実

医療・介護連携 ・ 恒久的な制度として位置付け連携強化

関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築されることにより、効率的、効果的できめ細かなサービス提供を実現していく。
関係者との連携や調整を行う等、市町村の役割を明確化する。

認知症施策 ・ 事後的な対応から「早期・事前的な対応」へ施策の推進

認知症ケアパスを導入し、早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により認知症でも生活できる地域を実現していく。

地域ケア会議 ・ 制度化による強化

多職種連携により、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取り組みが推進されることにより、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現していく。

生活支援 ・ 基盤整備の推進

コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現していく。

介護予防 ・ 効果的な取り組みの推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等を活かすことにより、高齢者が生きがい・役割をもって生活できるような地域を実現していく。

イ 地域包括支援センターの機能強化

今回の改正では、実効性のある見守り活動や相談活動の拠点として地域包括支援センターの機能強化を図る必要があるとしています。

その地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 46）で、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められています。

設置主体である市町村は、責任を持って役割が果たせるよう、委託で実施している場合は委託内容の見直しや、直営の基幹型あるいは機能強化型の設置を図るなど運営体制の見直しを行うなど機能の強化が必要となります。

地域包括支援センターには、次の機能を果たすことが期待されています。

1 地域のネットワーク構築機能

関連機関と連携しながら地域におけるフォーマル及びインフォーマルな社会資源を網のように相互につなげていくことで、地域の人々のつながりを強化し、住民への情報提供、住民のニーズの発見、住民による支援、専門職の連携などを可能にします。

2 ワンストップサービス窓口機能

どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1か所で相談からサービスの調整までの機能を発揮する、いわばワンストップサービスの拠点として機能することが期待されています。

3 権利擁護機能

高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を行います。

4 介護支援専門員支援機能

地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、直接的または間接的に支援を行います。

② 介護予防の推進

ア 基本的な考え方

介護予防は、高齢者が要介護状態になることを予防することや、要介護状態等の軽減・悪化防止を目的として行うものです。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではありません。日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自分らしい生き方ができるよう支援をして、生活の質の向上を目指すものです。

一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちで、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取り組み（多様な通いの場の創出等）が必ずしも十分ではなかったという課題があります。

このような現状を踏まえ、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりと社会参加機会の提供など、高齢者を取り巻く環境へのバランスのとれた取り組みが重要です。こうした効果的な独自の施策を実践するため、自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

イ 介護予防事業の見直しについて

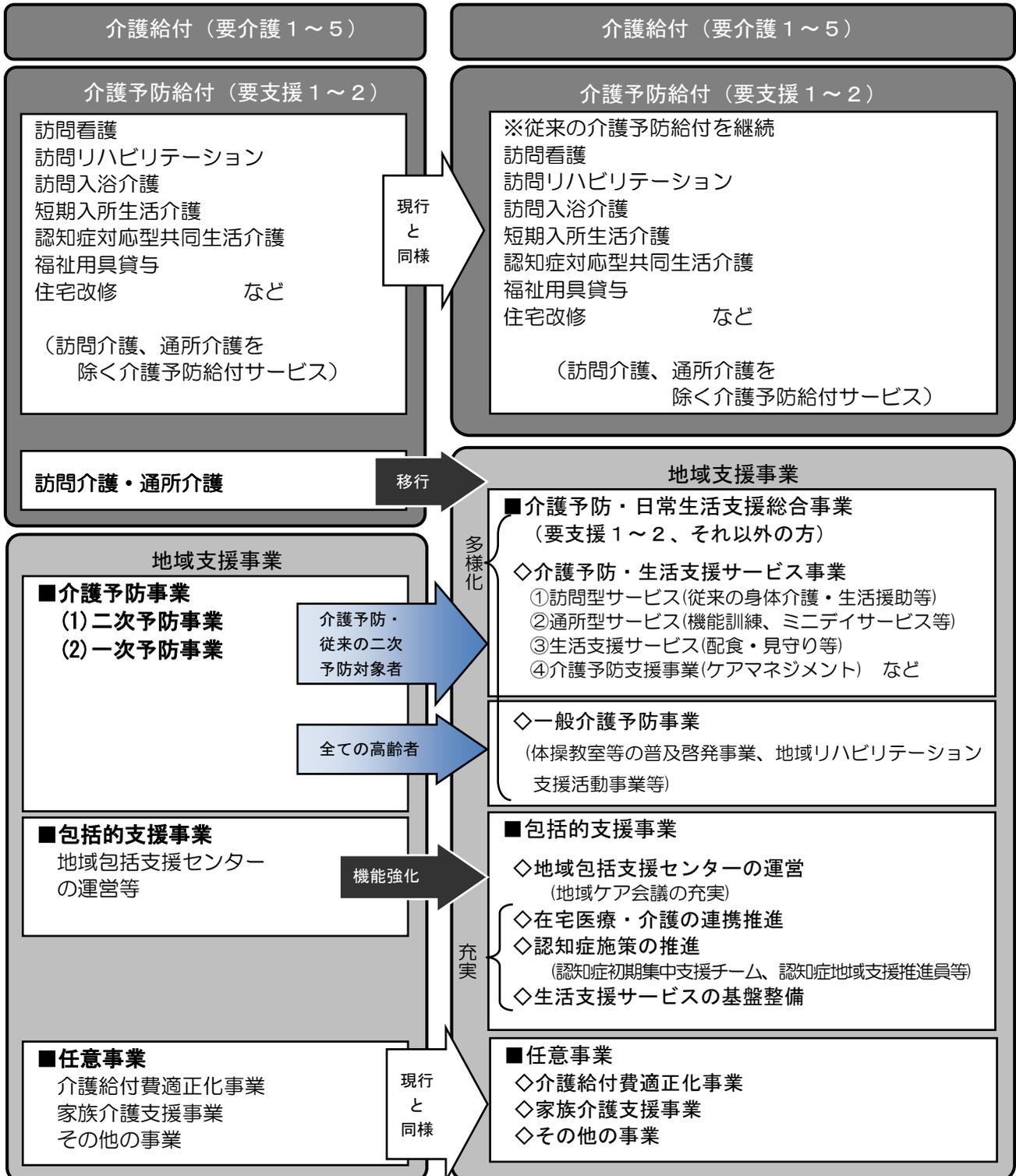
現行の介護予防事業は、効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、一次予防事業と二次予防事業を実施していますが、その内容を見直しします。

また、介護予防を機能強化するため、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進するための「地域リハビリテーション活動支援事業」を、一般介護予防事業に位置付けます。

【新しい地域支援事業のイメージ（全体像）】

- 要支援者は、ケアマネジメントを行い総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）と予防給付によるサービスを適切に組み合わせてサービスを利用します。
- 総合事業のみを利用する場合は、要支援認定は不要となり、基本チェックリストで判断します。

新しい地域支援事業の全体像



③ 重点化・効率化と費用負担の公平化

ア 重点化・効率化

◇サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

- ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅）へ住所地特例を適用します。（平成 27 年 4 月 1 日施行）

◇特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定

- ・特養への新規入所者を原則、要介護 3 以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の高齢者を支える施設としての機能に重点化します。（平成 27 年 4 月 1 日施行）
ただし、既入所者は除きます。
- ・軽度者（要介護 1・2）については、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下で特例的に入所を認めることもあります。

◇小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

- ・小規模の通所介護の事業所については、
 - ①地域との連携や運営の透明性を確保するため、地域密着型サービスへ移行します。（平成 28 年 4 月 1 日施行）
 - ②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行します。
※小規模：前年度 1 月当たり平均利用延人員数 300 人以内（現在の取扱い）
- ・居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から、指定都市・中核市以外の市にも権限移譲します。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

◇予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化

- ・予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、新しい総合事業として平成 29 年 4 月 1 日より実施します。

イ 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減策を拡充するとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直しします。

◇低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて、別枠で更なる保険料軽減を行い、その軽減分を公費で補填します。
- ・公費による低所得者の1号保険料軽減拡充は、平成27年度から実施し、消費税の再増税時までは一部にとどめますが、再増税後には市町村民税非課税世帯全体を対象として、完全実施することとしています。

◇一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

- ・単身で年金収入が280万円以上の方は、サービス利用時の負担を1割から2割に引き上げます。（平成27年8月より）
- なお、世帯構成により基準額は異なります。

◇施設と短期入所利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」要件に資産を追加

- ・預貯金が1千万円以上ある単身の方には、補足給付は行いません。（平成27年8月より）
- なお、世帯構成により基準額は異なります。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

七ヶ浜町の人口は、平成16年8月1日の21,722人をピークに減少傾向に推移し、平成26年10月1日では19,498人となっています。しかし、高齢者人口は増え続けており、平成14年に年少人口比率と高齢者人口比率（＝65歳以上人口比率、高齢化率）が逆転し、その差は年々広がりを見せています。

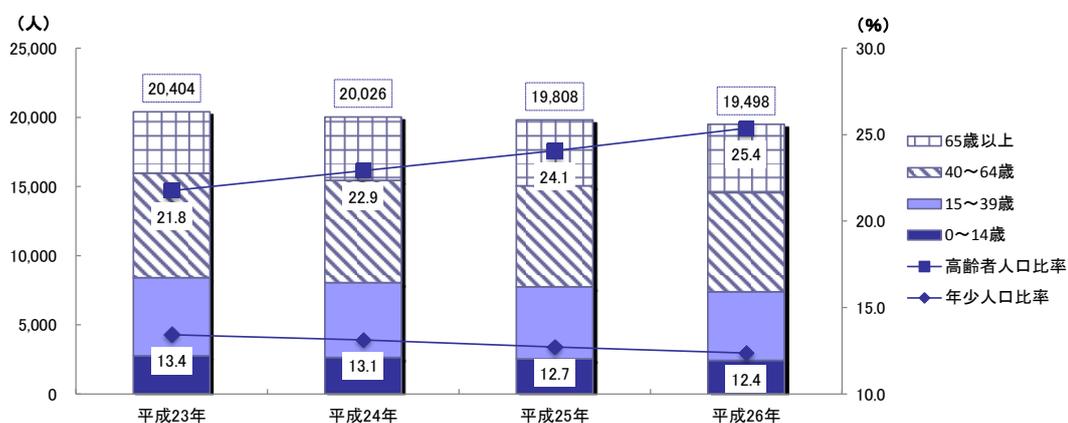
【七ヶ浜町の人口の推移】

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口		20,404人	20,026人	19,808人	19,498人
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳		2,740人	2,628人	2,518人	2,411人
	構成比	13.4%	13.1%	12.7%	12.4%
15～39歳		5,661人	5,404人	5,216人	4,970人
	構成比	27.7%	27.0%	26.3%	25.5%
40～64歳		7,562人	7,404人	7,307人	7,171人
	構成比	37.1%	37.0%	36.9%	36.8%
65歳以上		4,441人	4,590人	4,767人	4,946人
	構成比	21.8%	22.9%	24.1%	25.4%
前期高齢者 (65～74歳)		2,369人	2,466人	2,529人	2,658人
	構成比	11.6%	12.3%	12.8%	13.6%
後期高齢者 (75歳以上)		2,072人	2,124人	2,238人	2,288人
	構成比	10.2%	10.6%	11.3%	11.7%

※外国人人口を含む

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【七ヶ浜町の人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢化率の推移

高齢化率は、第5期計画中之である平成24年～平成26年は、宮城県に比べて約0.4～1.7ポイント高くなっており、宮城県より早いペースで上昇しています。

【高齢化率の推移】

(単位：%)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
国	23.3	24.1	25.1	26.0
宮城県	22.2	22.5	23.2	23.7
七ヶ浜町	21.8	22.9	24.1	25.4

※国・七ヶ浜町：外国人人口を含む

※宮城県：平成25年以降、外国人人口を含む

資料：国／総務省人口推計（各年10月1日現在、平成26年のみ概算値）

宮城県／住民基本台帳（平成23年～平成25年は3月末、

平成26年は1月1日現在）

七ヶ浜町／住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 世帯状況の推移

平成22年に実施された国勢調査によると、高齢者のいる世帯は2,965世帯となっており、総世帯数の46.2%を占めています。一般世帯は平成7年～平成22年にかけて減少しているに関わらず、高齢者のいる世帯数は増加しています。

さらに、高齢者のいる世帯の状況を詳しくみると、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加していることがわかります。

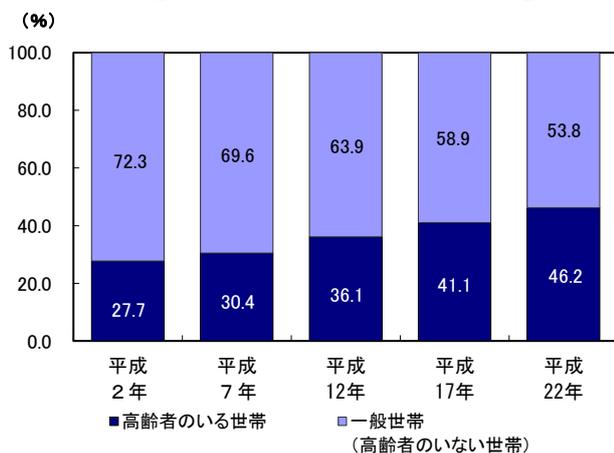
【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	5,169	5,844	6,128	6,332	6,413
一般世帯数 (高齢者のいない世帯)	3,737	4,065	3,916	3,731	3,448
高齢者のいる世帯総数	1,432	1,779	2,212	2,601	2,965
高齢者単独世帯	57	110	173	243	331
高齢者夫婦世帯	133	207	334	461	587
高齢者のいる その他の世帯	1,242	1,462	1,705	1,897	2,047

資料：国勢調査

【世帯における高齢者の有無】



【高齢者のいる世帯の内訳】



(4) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況の推移をみると、平成2年～平成22年にかけて、就労者数は前期高齢者・後期高齢者を問わず増加し続けています。しかし、高齢者総数も増えているため、就労比率としては、やや減少しています。

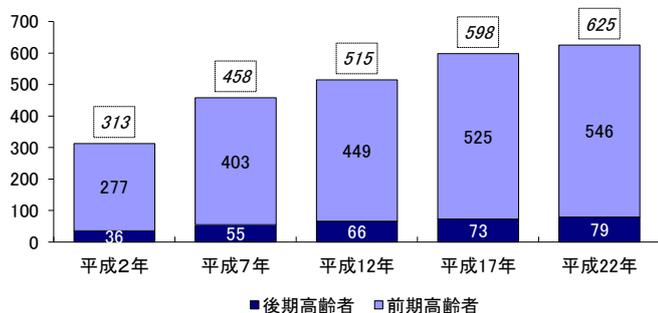
【就労している高齢者の推移】

(単位：人)

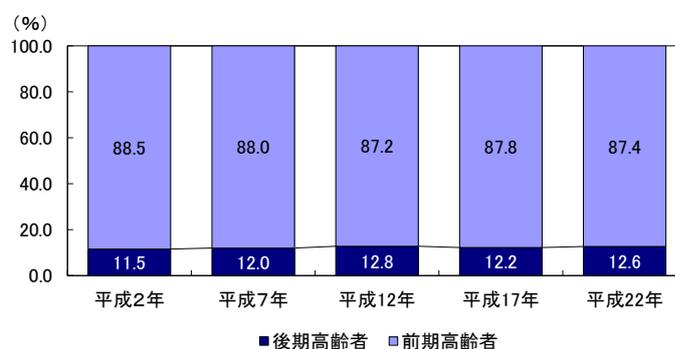
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就労者総数		9,742	10,352	10,327	10,156	10,260
高齢者総数		1,897	2,513	3,179	3,842	4,400
就労	前期高齢者 (男)	197	305	332	366	380
	(65～74歳) (女)	80	98	117	159	166
	後期高齢者 (男)	29	42	46	49	49
	(65～74歳) (女)	7	13	20	24	30
	就労計 構成比	313 16.5%	458 18.2%	515 16.2%	598 15.6%	625 14.2%
非就労	前期高齢者 (男)	311	385	599	719	749
	(75歳以上) (女)	617	798	934	1,026	1,142
	後期高齢者 (男)	214	274	387	526	717
	(75歳以上) (女)	442	598	744	973	1,167
	非就労計 構成比	1,584 83.5%	2,055 81.8%	2,664 83.8%	3,244 84.4%	3,775 85.8%

資料：国勢調査

【就労している高齢者の内訳（人数）】



【就労している高齢者の内訳（比率）】



(5) 実態調査にみる高齢者の姿

① 調査目的

本調査は、平成24年度に策定した『七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を見直すにあたり、町民の日常生活の状況や健康状態、高齢者福祉事業・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画の参考資料とすることを目的としました。

② 調査の方法等

調査内容並びに回収状況は次のとおりです。

【高齢者の生活に関する実態調査】			
調査対象	《一般高齢者》 七ヶ浜町内に居住する無作為で抽出した65歳以上の男女個人 1,500名 《要介護認定者》 要支援・要介護認定者 500名		
調査方法	郵送配付－郵送回収		
調査期間	平成26年6月23日～7月11日		
調査項目	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと </td> <td style="vertical-align: top;"> 《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護者の考えについて </td> </tr> </table>	《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと	《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護者の考えについて
《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと	《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護者の考えについて		
企画実施	七ヶ浜町 健康増進課		

③ 回収結果

【一般高齢者】

標本数	1,500件
総回収数	950件
有効回収数	950件
無効回収数	0件
内訳	調査不能票
	0件
総回収率	63.3%
有効回収率	63.3%

【要介護認定者】

標本数	500件
総回収数	279件
有効回収数	279件
無効回収数	0件
内訳	調査不能票
	0件
総回収率	55.8%
有効回収率	55.8%

④ 調査結果要約

ア 近所づきあい・社会参加の状況

“一般高齢者”の調査結果では「つきあいがある」が過半数を占めましたが、「つきあいが少ない」人も3割程度見られました。“認定者”では「つきあいが少ない」が過半数を占めていました。

また、社会参加の状況については何らかの活動や催しに参加している人が多数を占める一方で、参加していない人も3割程度見られました。活動への参加を促すためのきっかけづくりが必要であることから、情報提供や環境整備を推進します。

イ 生きがいについて

“一般高齢者”が生きがいを感じる時は、「好きなことに熱中しているとき」(59.2%)が最も高く、以下、「友人・知人とつきあっているとき」(44.3%)、「子や孫の世話など家族と団らんしているとき」(41.6%)となっています。

高齢期の健康を維持するためには体の健康だけではなく、心の健康にも配慮することが重要です。高齢者は家族や友人など身近な人との触れ合いのほかに、趣味や、好きなことに生きがいを感じている方が多くなっていることから、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動支援を行っていきます。

ウ 今後希望する生活形態

今後希望する生活形態については、国で提示している理念と同様に、高齢者・主な介護者ともに、住み慣れた家庭や地域での生活を望む人が多くなっています。住み慣れた場所での生活を継続するためには、在宅サービスを上手に活用することが重要であることから、介護者に対する情報提供や相談体制を整備していきます。

エ 介護予防のために必要だと思うこと

介護予防のために必要だと思うことは、「転ばないように足腰などの筋力をつけること」(72.3%)、「自分の健康状態に注意すること」(70.2%)で7割を超えており、高齢者自身、要介護状態に陥らないための予防策として、何らかの取り組みが必要であるという問題意識を持っており、予防面への意識は高いと言えます。今後は積極的な情報提供を行うことに加え、高齢者自身が予防を実行に移していけるように支援していきます。

また、先で述べた社会活動の参加で、参加していない方が多い理由として、参加したくても年齢や身体の状態などから実際には難しいと感じている人も潜在的にいるものと考えられます。介護予防は要介護状態が軽いうち、若年のうちから継続して行うことが効果を発揮するものであることから、まずは介護予防事業の周知を図りつつ、気軽に参加できるような雰囲気づくりに努めます。

オ 保険料とサービス

介護保険料と介護サービスのあり方について、“一般高齢者”では「どちらともいえない」(46.9%)が最も高く、以下、「介護サービスの水準を抑えても、保険料は低い方がよい」(31.7%)、「介護サービスが充実するのならば、保険料が高くなってもよい」(10.5%)となっています。“認定者”では、「どちらともいえない」が過半数を占めていました。

また、納めている介護保険料については、保険料が高いと感じている方が多くなっており、介護保険料の費用を抑えつつも、介護保険サービスの充実を図ることが求められていることから、介護給付費の適正化など、介護サービスの円滑な推進に努めます。

カ 安心して生活するために特に充実すべき事業

“一般高齢者”では介護予防を充実させる支援、“認定者”では、介護保険サービスの充実が望まれています。従来からの福祉サービスや健康・生きがいをづくりに関する各種事業への要望が高くなっているとともに、身近な場所への相談体制の整備も求められています。

介護者は『自宅』での介護を希望しているが、その一方で、心身に負担を感じている方が多くなっています。高齢者が住み慣れた環境での生活を続けるため、わかりやすい情報の提供に努める、身近で相談できる場所を提供するなど、介護者に対してもサポートをしていきます。

2 介護給付の特徴

(1) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成 23 年度以降、出現率は 16～17%で推移しているものの、高齢者人口が増加するに伴い、要支援・要介護認定者数は増加し続けています。

要支援・要介護状態別でみると、要介護 2 と要介護 3 の人数が年々増加しています。

【認定率の推移】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者人口	4,441	4,590	4,767	4,946
認定者数	734	753	809	835
出現率	16.5%	16.4%	17.0%	16.9%

※出現率＝第 1 号及び第 2 号被保険者の認定者÷高齢者人口

資料：健康増進課調べ（各年 10 月 1 日現在）

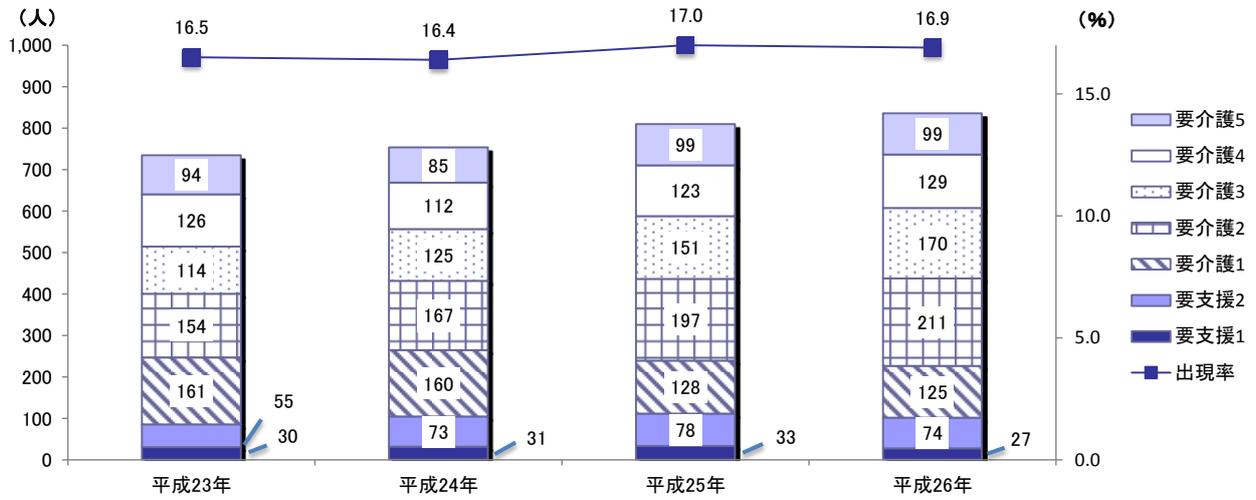
【要介護認定者数の推移】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認定者数	734	753	809	835
要支援 1	30	31	33	27
要支援 2	55	73	78	74
要介護 1	161	160	128	125
要介護 2	154	167	197	211
要介護 3	114	125	151	170
要介護 4	126	112	123	129
要介護 5	94	85	99	99

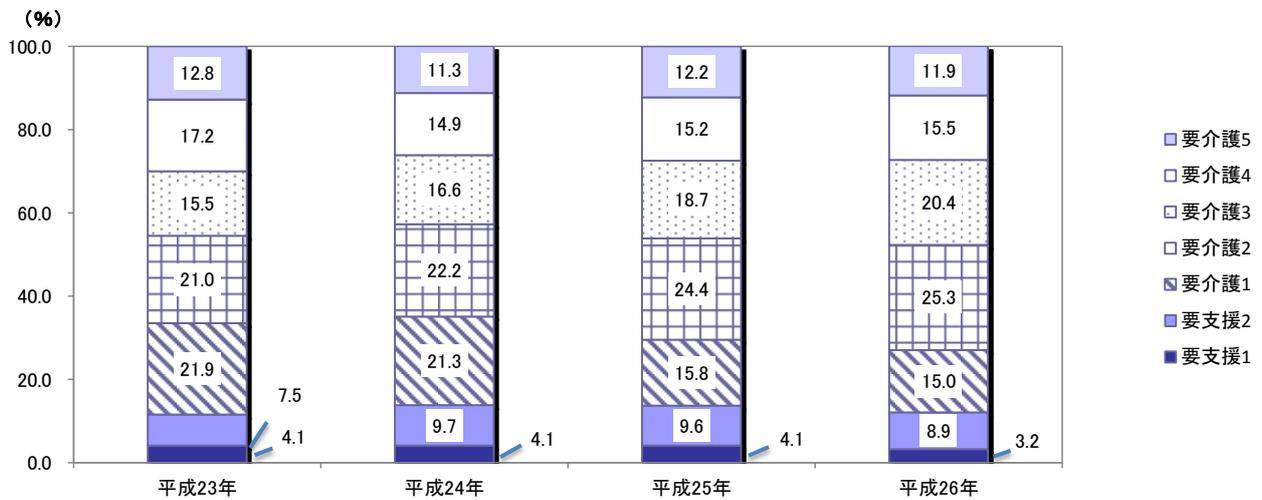
資料：健康増進課調べ（各年 10 月 1 日現在）

【要介護認定者数の推移】



資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

【要介護認定者の構成比の推移】



資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

(2) 回数・人数等における計画値と実績値

第5期計画（平成24年度策定）の回数・人数等から推計した計画値に対する実績値をみると、平成24年度・平成25年度ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで回数・人数等が計画値を上回っていることがわかります。

中でも、居宅サービスでは「訪問リハビリテーション」、「訪問看護」、介護予防サービスでは「介護予防訪問リハビリテーション」の計画値に対する実績値の開きが大きくなっています。

【回数・人数等における計画値と実績値（介護給付）】

種類	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
居宅サービス							
訪問介護	回/年	24,573	34,667	141.1%	24,983	33,762	135.1%
訪問入浴介護	回/年	1,149	1,235	107.5%	1,282	1,174	91.6%
訪問看護	回/年	1,966	3,267	166.2%	2,111	3,645	172.7%
訪問リハビリテーション	回/年	392	914	233.2%	412	1,183	287.1%
居宅療養管理指導	人/年	838	882	105.3%	898	1,073	119.5%
通所介護	回/年	27,388	31,946	116.6%	27,717	34,894	125.9%
通所リハビリテーション	回/年	4,037	5,085	126.0%	4,265	4,594	107.7%
短期入所生活介護	日/年	4,765	3,819	80.2%	4,857	4,194	86.4%
短期入所療養介護	日/年	1,230	1,355	110.2%	1,350	1,194	88.4%
特定施設入居者生活介護	人/月	9	12	133.3%	10	12	120.0%
福祉用具貸与	人/月	191	197	103.1%	201	232	115.4%
特定福祉用具販売	人/月	3	4	133.3%	3	5	166.7%
地域密着型サービス							
小規模多機能型居宅介護	人/年	39	36	92.3%	42	36	85.7%
認知症対応型共同生活介護	人/月	12	7	58.3%	13	5	38.5%
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	20	15	75.0%	29	29	100.0%
その他のサービス							
住宅改修	人/月	4	3	75.0%	4	3	75.0%
居宅介護支援計画作成	人/月	364	384	105.5%	368	420	114.1%
施設サービス							
介護老人福祉施設	人/月	60	61	101.7%	60	59	98.3%
介護老人保健施設	人/月	95	82	86.3%	95	78	82.1%
介護療養型医療施設	人/月	3	5	166.7%	3	3	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

【回数・人数等における計画値と実績値（予防給付）】

種類	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		計画値	実績値	実績／計画 ×100	計画値	実績値	実績／計画 ×100
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人/年	144	169	117.4%	168	210	125.0%
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0		0	0	
介護予防訪問看護	回/年	36	82	227.8%	36	22	61.1%
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	12	29	241.7%	12	24	200.0%
介護予防在宅療養管理指導	人/年	0	9		0	7	
介護予防通所介護	人/年	324	541	167.0%	360	610	169.4%
介護予防通所リハビリテーション	人/年	132	116	87.9%	132	100	75.8%
介護予防短期入所生活介護	日/年	24	24	100.0%	24	2	8.3%
介護予防短期入所療養介護	日/年	24	0	0	24	9	37.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0		0	1	
介護予防福祉用具貸与	人/月	17	17	100.0%	19	24	126.3%
特定介護予防福祉用具販売	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%
その他介護予防サービス							
介護予防住宅改修	人/月	2	1	50.0%	2	1	50.0%
介護予防支援計画作成	人/月	58	70	120.7%	62	78	125.8%

※ 在宅介護支援サービスと施設サービスの実績については、1月あたりの平均人数を掲載しています。

※ 「計画」の値が0のものについては、「実績／計画×100」の欄を空白としています。

資料：介護保険事業状況報告

(3) 費用における計画値と実績値

第5期計画の給付費から推計した計画値に対する実績値をみると、「回数・人数等における計画値と実績値」と同様に、平成24年度・平成25年度ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで費用の計画値を上回っていることがわかります。中でも、居宅サービスの「訪問介護」、「訪問看護」、介護予防サービスの「介護予防通所介護」の計画値に対する実績値の開きは大きくなっています。

【費用における計画値と実績値】

(単位：千円)

種類	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画値	実績値	実績／計画 ×100	計画値	実績値	実績／計画 ×100
介護給付費	1,131,750	1,178,765	104.2%	1,176,601	1,184,174	100.6%
予防給付費	24,804	35,330	142.4%	26,704	38,354	143.6%
総給付費	1,156,554	1,214,095	105.0%	1,203,305	1,222,528	101.6%

【費用における計画値と実績値（介護給付）】

（単位：千円）

種類	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画値	実績値	実績／計画 × 100	計画値	実績値	実績／計画 × 100
居宅サービス						
訪問介護	75,896	106,029	139.7%	77,071	98,497	127.8%
訪問入浴介護	13,084	14,650	112.0%	14,594	13,441	92.1%
訪問看護	15,772	20,416	129.4%	16,917	21,152	125.0%
訪問リハビリテーション	2,440	2,773	113.7%	2,846	3,396	119.3%
居宅療養管理指導	4,993	5,832	116.8%	5,461	7,042	129.0%
通所介護	220,456	267,840	121.5%	222,105	290,575	130.8%
通所リハビリテーション	39,369	49,231	125.1%	41,451	44,652	107.7%
短期入所生活介護	39,532	33,125	83.8%	40,451	34,925	86.3%
短期入所療養介護	13,510	15,724	116.4%	14,806	13,570	91.7%
特定施設入居者生活介護	22,515	27,305	121.3%	25,151	28,284	112.5%
福祉用具貸与	28,912	30,800	106.5%	30,335	36,144	119.2%
特定福祉用具販売	1,513	1,116	73.8%	1,513	1,668	110.2%
地域密着型サービス						
小規模多機能型居宅介護	6,430	7,426	115.5%	6,659	7,355	110.5%
認知症対応型共同生活介護	35,392	19,373	54.7%	37,763	14,967	39.6%
介護老人福祉施設入所者生活介護	58,754	39,107	66.6%	85,150	74,733	87.8%
その他のサービス						
住宅改修	4,249	3,496	82.3%	4,249	3,586	84.4%
居宅介護支援計画作成	58,145	61,956	106.6%	59,293	69,333	116.9%
施設サービス						
介護老人福祉施設	175,564	179,972	102.5%	175,564	166,362	94.8%
介護老人保健施設	303,474	269,751	88.9%	303,474	244,575	80.6%
介護療養型医療施設	11,750	22,843	194.4%	11,750	9,917	84.4%

資料：介護保険事業状況報告

【費用における計画値と実績値（予防給付）】

（単位：千円）

種類	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画値	実績値	実績／計画 × 100	計画値	実績値	実績／計画 × 100
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	2,563	3,342	130.4%	2,967	4,242	143.0%
介護予防訪問入浴介護	0	0		0	0	
介護予防訪問看護	272	261	96.0%	272	66	24.3%
介護予防訪問リハビリテーション	157	81	51.6%	157	67	42.7%
介護予防居宅療養管理指導	0	42		0	30	
介護予防通所介護	10,536	19,351	183.7%	11,757	20,751	176.5%
介護予防通所リハビリテーション	5,722	5,377	94.0%	5,722	4,339	75.8%
介護予防短期入所生活介護	138	167	121.0%	138	19	13.8%
介護予防短期入所療養介護	156	0		156	70	44.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0		0	566	
介護予防福祉用具貸与	676	829	122.6%	751	1,314	175.0%
特定介護予防福祉用具販売	502	312	62.2%	502	220	43.8%
その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	1,180	1,980	167.8%	1,180	2,707	229.4%
介護予防支援計画作成	2,902	3,588	123.6%	3,102	3,961	127.7%

資料：介護保険事業状況報告

第5期計画の費用から推計した計画値に対する実績値をみると、「居宅サービス総費用」の実績値は平成24年度・平成25年度ともに計画値を上回っており、一方で「施設サービス総費用」の実績値は平成24年度・平成25年度ともに計画値を下回っています。

また、「特定入所者介護サービス費」の実績値は、平成24年度・平成25年度ともに計画値を上回っています。

なお、「高額医療合算介護サービス費」は、平成22年度から新たに創設されたサービスですが、平成24年度・平成25年度ともに実績値が計画値を大きく下回っています。

【費用における計画値と実績値】

(単位/千円)

	平成24年度			平成25年度		
	計画値	実績値	実績/計画×100	計画値	実績値	実績/計画×100
居宅サービス費	665,766	741,529	111.4%	712,519	801,672	112.5%
施設サービス費	490,788	472,566	96.3%	490,788	420,854	85.8%
特定入所者介護サービス費	41,000	46,057	112.3%	46,000	56,410	122.6%
高額介護サービス費	13,500	12,551	93.0%	14,000	16,904	120.7%
高額医療合算介護サービス費	2,500	1,120	44.8%	2,500	1,105	44.2%
審査支払手数料	1,260	1,329	105.5%	1,302	1,355	104.1%
標準給付費	1,214,814	1,275,152	105.0%	1,267,107	1,298,300	102.5%

資料：介護保険事業状況報告

第3章 今後の高齢者の状況

1 将来人口の推移

計画期間における人口推計は、平成23年～平成25年の住民基本台帳人口を基準とした、コーホート要因法を用いて推計しました。

その結果、高齢者人口は計画の最終年度である平成29年度には5,387人となり、平成27年から266人増加し、高齢化率は29.0%となります。

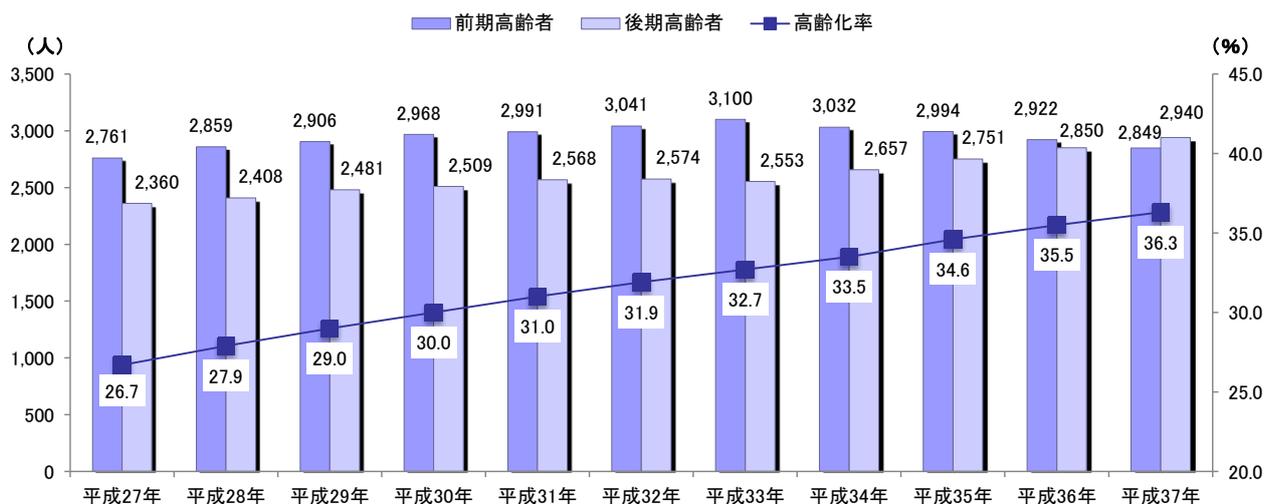
【七ヶ浜町の推計人口の推移】

(単位/人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
高齢者65歳以上人口	5,121	5,267	5,387	5,477	5,559	5,615	5,653	5,689	5,745	5,772	5,789
高齢化率(%)	26.7%	27.9%	29.0%	30.0%	31.0%	31.9%	32.7%	33.5%	34.6%	35.5%	36.3%
前期高齢者数	2,761	2,859	2,906	2,968	2,991	3,041	3,100	3,032	2,994	2,922	2,849
後期高齢者数	2,360	2,408	2,481	2,509	2,568	2,574	2,553	2,657	2,751	2,850	2,940
40～64歳人口	7,021	6,829	6,654	6,492	6,356	6,198	6,051	5,900	5,733	5,579	5,435
総人口	19,209	18,909	18,597	18,273	17,953	17,621	17,293	16,960	16,621	16,276	15,929

(各年10月1日現在)

【七ヶ浜町の推計人口の推移】



(各年10月1日現在)

2 要介護認定者数の推計

(1) 自然体での推計

介護予防事業を行わなかった場合の要介護認定者数は、高齢者人口の増加に比例し、本計画の最終年度である平成29年には1,034人となり、要介護認定率は19.2%になると見込まれます。

【要介護認定者数の推計の推移（自然体）】

(単位/人、%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
65歳以上人口	5,121	5,267	5,387	5,615	5,789
認定者数	912	959	1,034	1,131	1,241
要支援 1	34	37	44	55	64
要支援 2	92	97	107	118	130
要介護度 1	140	147	158	172	183
要介護度 2	219	229	243	260	285
要介護度 3	179	188	201	216	242
要介護度 4	136	143	154	168	182
要介護度 5	112	118	127	142	155
認定率	17.8%	18.2%	19.2%	20.1%	21.4%

※要介護認定率＝第1号及び第2号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口

(各年10月1日現在)

(2) 介護予防事業による効果を見込んだ推計

介護予防事業を実施することにより、要介護認定者数の増加を抑制します。介護予防事業を行わない自然体推計と介護予防事業効果後の推計の認定者数を比較すると、介護予防事業効果後の方が、今計画期間中の平成27年では31人、平成28年では32人、平成29年では42人、要介護認定者数が少なくなると見込んでいます。一方、要介護認定率は平成27年では0.6ポイント、平成28年では0.6ポイント、平成29年では0.8ポイント低くなると予想されます。

【要介護認定者数の推計の推移（介護予防効果後）】

(単位／人、%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
65歳以上人口	5,121	5,267	5,387	5,615	5,789
認定者数	881	927	992	1,068	1,171
要支援1	32	35	40	48	60
要支援2	88	93	101	111	124
要介護度1	135	143	152	163	178
要介護度2	212	222	236	249	266
要介護度3	174	182	194	206	222
要介護度4	131	138	147	158	173
要介護度5	109	114	122	133	148
認定率	17.2%	17.6%	18.4%	19.0%	20.2%

(各年10月1日現在)

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健康で 生きがいのある

支え合うまち 七ヶ浜

第5期介護保険事業計画では、「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を基本理念として、保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるまちを目指してきました。

高齢者や要介護認定者が増え続けている現在、長い高齢期をどのように過ごすかは高齢者本人にとっても、社会全体にとっても極めて大きな課題です。元気な高齢者も支援が必要な高齢者も地域社会の一員として自立し、生きがいをもって社会参加できる環境をつくることが重要です。

そのためには、高齢者自身が地域や家庭で元気に自分らしく暮らしながら、健康の維持・増進に積極的に取り組み、地域の中で様々な分野において活躍できるように地域全体で支え合いながら支援していく必要があります。

本計画においても、これまでの基本理念である「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を踏襲し、町民の皆様とともに、高齢者福祉及び介護保険施策の推進を図ります。

2 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37年(2025年)までの間に、高齢者が住み慣れた地域で介護等が必要になっても安心して生活できるよう、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各サービスを一体的・継続的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取り組みが求められています。

本町では、適したサービスのあり方を県や関係機関等と段階的に検討しながら、地域や関係機関等と連携・協働する『地域包括ケアシステム』の構築を推進していきます。

3 基本目標

1. 介護予防のまちづくり

高齢者の健康づくりは、身体的な健康だけではなく、生きがいや趣味をもった生活の充実も非常に重要です。高齢者が今までどおり住み慣れた地域や家庭において、社会と関わり合いながら、いつまでも健康で生きがいのある生活を維持し、安心して暮らせるよう、要支援・要介護状態にならない、重症化させないといった、健康づくりや介護予防の取り組みを推進するとともに、社会参加できる環境づくりに努めます。

また、認知症高齢者も増加傾向であることから、認知症を支える地域づくりに向けて、認知症に関する知識等の普及啓発に努め、地域での見守り支援体制づくりを推進します。

さらに、東日本大震災から4年が経過しましたが、被災された方をはじめ、高齢者のみの世帯など、援護を必要としている方が安心して生活できる環境づくりのため、地域包括支援センターが中核となり、地域に密着した相談支援体制の充実を図ります。

2. 暮らしやすい福祉のまちづくり

高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう、ボランティア活動への支援を実施するほか、シルバー人材センター、老人クラブの活動支援等、元気な高齢者の就労支援や社会奉仕に取り組む活動に対し、引き続き社会参加・生きがいづくりの支援を行います。

また、ひとり暮らし高齢者に対する軽易な日常生活上の援助や、急病や災害などの緊急時に迅速な対応を図るための家庭用緊急通報機器の貸与、配食サービスの支援を継続し、暮らしやすい福祉のまちづくりを目指します。

3. 介護保険サービスの更なる充実

要介護者・要支援者に対しては、それぞれ介護サービス・介護予防サービスを切れ目なく提供することにより、重度化を防ぐとともに要介護度の軽減を図り、高齢者の方が生きがいを持って生活できるよう、支援を行っていきます。

特に、75歳以上の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、在宅サービスの整備やグループホームの誘致を図るなど、地域の特性に応じたサービスの提供に努め、認知症になっても、自立し希望した生活が続けられるよう支援します。

4 施策の体系

基本理念

健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜

基本目標

1. 介護予防のまちづくり

～地域支援事業として実施～

介護予防・日常生活支援総合事業	<p>【介護予防・生活支援サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・軽度生活援助 ○通所型サービス ○生活支援サービス ○介護予防ケアマネジメント事業 	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の開催 ・わくわくシニアフェスティバル ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業
<p>※介護保険制度の改正により、計画期間中に上記の“新しい総合事業”へと移行され、多様なサービスとして実施されます。</p>		
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○地域ケア会議の開催 ○包括的・継続的マネジメント事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者見守り事業 (SOSネットワーク事業) ・サポーター養成講座 ・傾聴ボランティア養成 ・認知症カフェ ・認知症ケアパスの作成
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費等費用適正化事業 ○家族介護継続支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○緊急医療情報キット配付事業 	

2. 暮らしやすい福祉のまちづくり

～高齢者福祉施策として実施～

【福祉サービス】

- 軽度生活援助事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 配食サービス事業

※計画期間中に新しい総合事業へ移行

【社会参加・生きがいつくり対策】

- ボランティア活動の支援
- シルバー人材センター
- 老人福祉センター
- 老人クラブ
 - ・社会奉仕活動
 - ・教養講座開催
 - ・スポーツ活動

3. 介護保険サービスの更なる充実

～保険給付として実施～

【居宅介護サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

【介護予防サービス】

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

【地域密着型サービス】

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型通所介護

【介護予防地域密着型サービス】

- ・認知症対応型共同生活介護

【その他の居宅介護サービス】

- ・住宅改修
- ・居宅介護支援計画作成

【その他の介護予防サービス】

- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援計画作成

【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

第5章 施策の展開

1 介護予防のまちづくり

(1) 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型

要支援者と基本チェックリスト該当者を対象に、訪問介護の専門職や、NPO、民間企業団体、ボランティア等の多様な担い手による生活援助サービスを提供し、在宅生活の継続を支援します。

(イ) 通所型

要支援者と基本チェックリスト該当者を対象に、運動機能向上のための機能訓練等を提供します。

元気茶屋（老人福祉センター「浜風」内）を活用して、身体状態に合わせた運動メニューを提供することで、切れ目のない支援を行います。

デイサービスからも移行可能な集いの場を提供します。

(ウ) 生活支援サービス

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、これまで高齢者福祉施策で実施してきた事業（軽度生活支援事業、緊急通報体制等整備事業、配食サービス事業）の内容を見直し、多様な生活支援の整備・充実を図ります。また、その担い手として、高齢者の社会参加を促します。

(エ) 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターが直接、または居宅介護支援事業所への委託にて要支援者と基本チェックリスト該当者に対してアセスメントを行い、身体状態や置かれている環境等に応じて、ご本人が在宅生活を継続できるようケアプランを作成します。

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防対象者把握事業

基本チェックリストの回収を各種健康診断申し込み書と同時に行い、介護予防事業の対象者を把握します。また、地区において行われる見守り活動や民生委員などと連携して、支援が必要な方の把握に努めます。

(イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室の活動を支援するとともに、合同の交流会を行い既存の教室の活性化を行います。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

各地区介護予防教室等において、運動指導や食生活改善などの指導する者の育成・支援を行います。また、地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行います。

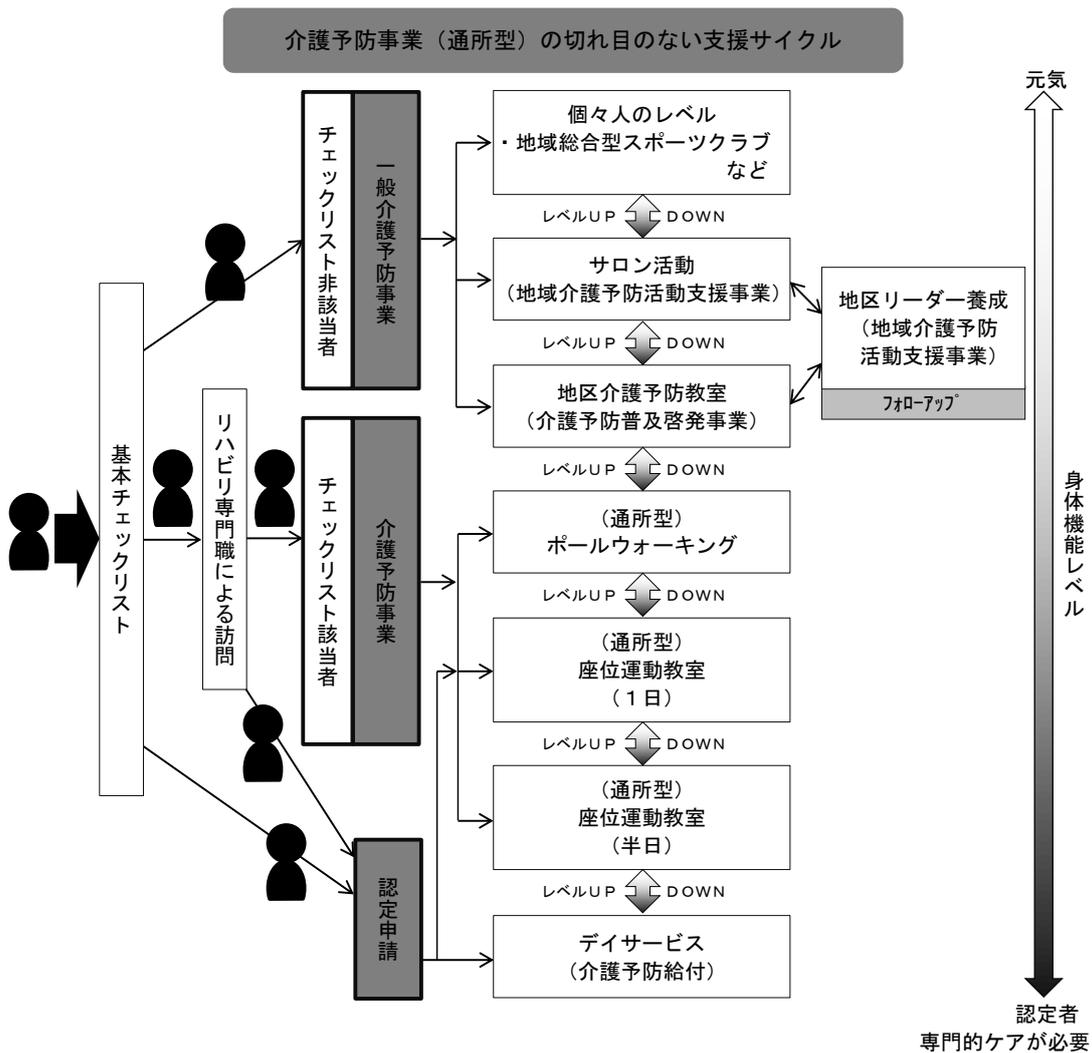
(エ) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の評価のために、介護保険計画の目標値の達成状況を検証します。

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

【介護予防事業（通所型）の切れ目のない支援サイクル】



② 包括的支援事業

ア 総合相談支援・権利擁護事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、相談窓口の周知、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、必要な支援を行います。

また、関係機関などと相互のネットワーク構築を図り、継続的・専門的な相談支援を行うとともに、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用や高齢者虐待への対応などの支援を行います。

イ 包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーの日常的業務に対して、専門的な見地からの個別指導・相談やケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導・助言を行い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的・継続的に支援を行います。

ウ 地域ケア会議の開催

地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や政策等の充実により解決していくことで、高齢者支援の土台となる社会資源の整備を図っていきます。

エ 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進します。具体的には地域の医療・介護サービス資源の把握と課題の抽出・対応協議を行い、宮城県のアクションプランと整合性を図りながら地域住民への普及啓発を行っていきます。

なお、相談窓口となる在宅医療・介護連携支援センターの設置、及び連携を可能にするための研修、情報共有ツールの作成、提供体制の構築などは、二次医療圏内の関係市町や医師会と連携のもとに進めていきます。

オ 生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）」や「協議体」の設置などを通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取り組みを進めます。

カ 認知症総合支援事業

高齢化に伴い今後予想される認知症の増加に対応するため、認知症地域支援推進員の設置、認知症初期集中支援推進事業（認知症ケアパスの作成・普及）、認知症ケア向上推進事業（認知症カフェ、認知症ケアに携わる多職種協働研修）などを行い、認知症の人と家族の在宅介護を支援する体制を整備していきます。

なお、認知症初期集中支援チームの設置については、専門医の調整を図り設置を進めていきます。

③ 任意事業

ア 介護給付費等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、介護給付について必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかなどの検証を行います。

イ 家族介護継続支援事業

・介護用品支給事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者で常時失禁状態にある方に対し、紙おむつの支給を行います。

・家族介護者交流事業

介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、高齢者の介護をしている家族の方を対象に家族同士の相互交流やリフレッシュ研修を行います。

・家族介護支援レスパイト

在宅の要介護高齢者等を介護している家族の方が、緊急・その他やむを得ない事情により介護ができない状態になったとき、高齢者の方が一時的に施設へ短期入所することで家族の方の介護負担を軽減します。

ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等に不利益な結果を招くことを防ぐため、成年後見制度の周知及び成年後見制度に関する相談、申立に要する支援を行います。

エ 緊急医療情報キット配布事業

高齢者の安全と安心の確保を図るため、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方に対し、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットの配布を行います。

(2) 地域支援事業における費用見込み

【地域支援事業における費用見込み】

(単位：千円)

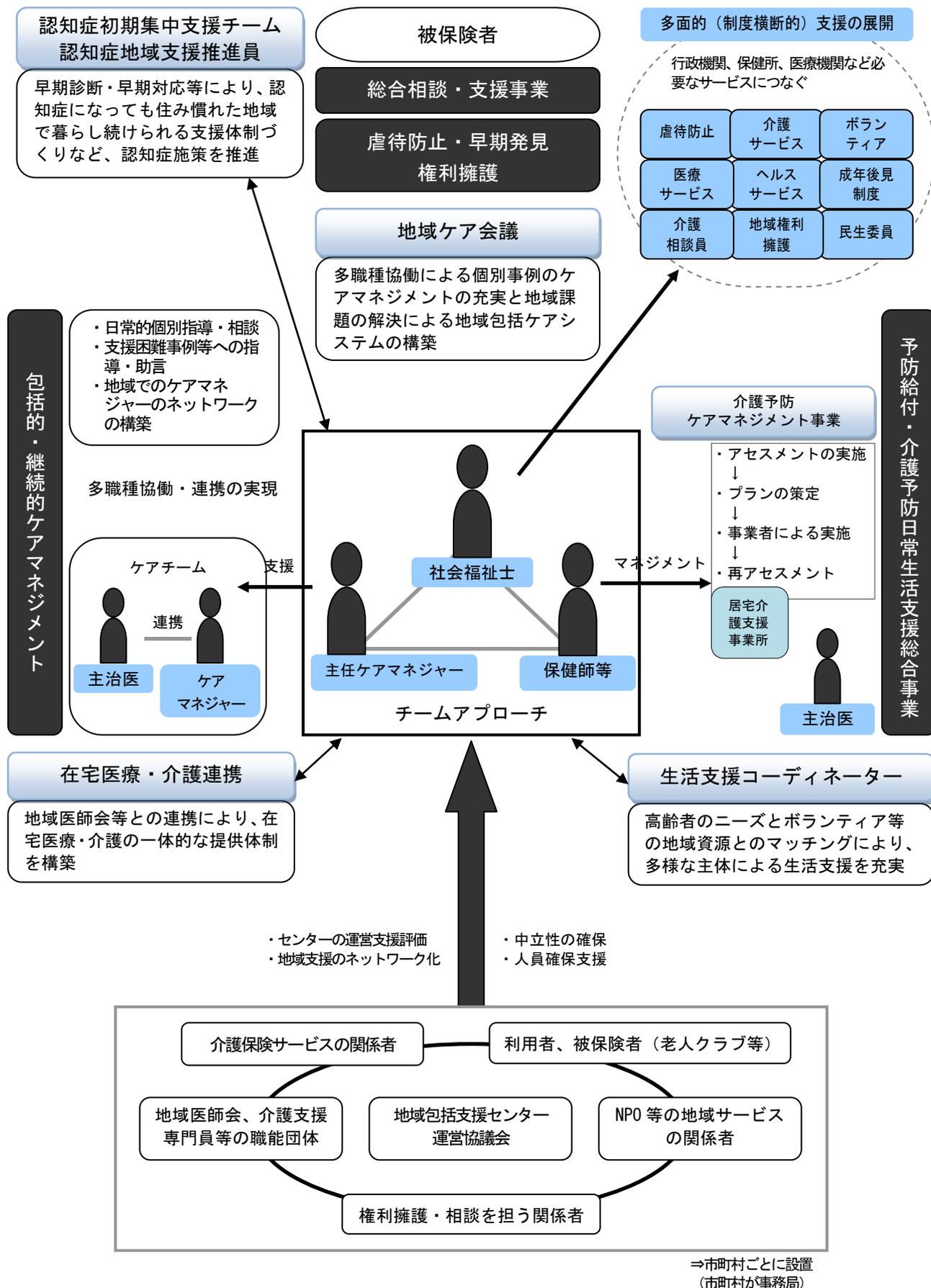
種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業	14,600	15,200	50,000
包括的支援事業・任意事業	29,400	30,400	31,000
地域支援事業合計	44,000	45,600	81,000

(3) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、人口がおおむね1万5千人～3万人に1か所が目安とされており、本町では、平成18年度当初に1か所設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置しています。

高齢者・介護認定者数・サービス利用者数が増加していく中、一人ひとりの要介護状態を改善・予防するため、地域支援事業や新予防給付事業へ積極的に取り組むとともに、関係機関相互のネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援を行います。

【地域包括支援センターのイメージ】



2 暮らしやすい福祉のまちづくり

(1) 福祉サービス

① 軽度生活支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者の方へ軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した日常生活の継続を目指し、要介護状態への進行を防止するサービスです。

【今後の方向性】

住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、介護予防の取り組みのひとつとして、ひとり暮らし高齢者の方に必要な援助を行います。

② 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者の方を対象とし、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報体制の整備を行うもので、家庭用緊急通報機器を貸与し、安心して日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

【今後の方向性】

ひとり暮らしの高齢者の方が安心して暮らせるよう、消防・警察・医療機関・地域の協力体制との連携を密にして緊急通報体制の整備を進めます。

③ 配食サービスの実施

虚弱なひとり暮らしなどで調理が困難な高齢者の方へ、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の方の安否確認を行うサービスです。

【今後の方向性】

健康の維持と安否確認に有効なサービスとして、今後も引き続き栄養バランスに配慮し、利用者の方の希望や嗜好のニーズに対応しながら実施します。

(2) 社会参加・生きがいつくり対策

① ボランティア活動の支援

地域福祉の推進のためには、様々なボランティア活動への支援は欠かせません。

本町では、高齢者の生きがいつくり、健康づくりの支援のために、「ボランティア友の会」をはじめ、多くのボランティアと協力していきます。

また、認知症サポーターの育成をはじめ、高齢者などが保健福祉サービスを積極的に利用できるように啓発、助言を行いながら、地区ごとの民生委員・児童委員の協力のもと、支援体制を整備していきます。

② シルバー人材センター

年々増加している高齢者の就業機会の増大を図るとともに、高齢者の経験、能力を生かした活力あるまちづくりを行うため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。

③ 老人福祉センター

老人福祉センター「浜風」の運営を行い、各種事業の実施を通して、高齢者の憩いと交流の場を整備していきます。

④ 老人クラブ

老人クラブは、地域における高齢者の役割を果たすための高齢者自身による自主的かつ積極的な活動の場として、社会奉仕活動、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動や健康づくりの活動を実践しています。

現在は、中央に老人クラブ連合会があり、各地区に単位老人クラブがあります。

近年は、加入率が減少している傾向にありますが、高齢者は今後の地域活動の主要な担い手として期待されており、今後も積極的に活動支援を行います。

◇社会奉仕活動

ひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問活動、清掃奉仕、児童・生徒の交通安全奉仕、地域美化運動、地域の催し物に対する協力等を行います。

◇教養講座開催

健康教育講座、社会問題等教養講座、生きがい講座、交通安全教育、郷土文化等の講座を行います。

◇スポーツ活動

体力テスト、レクリエーション活動、ニュースポーツ等を行います。

3 介護保険サービスの更なる充実

(1) サービスの種類

介護保険サービスの体系は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに分類され、また、マネジメントは、居宅介護支援計画作成と介護予防支援計画作成の2種類です。

なお、「地域密着型通所介護」については、平成28年度から提供される予定です。

① 介護予防給付（要支援1・2を対象としたサービス）

介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護（老健） ・介護予防短期入所療養介護（病院等） ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型共同生活介護 	
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援計画作成 ・介護予防住宅改修 	

② 介護給付（要介護1～5を対象としたサービス）

居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護（老健） ・短期入所療養介護（病院等） ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・特定施設入居者生活介護
地域密着型介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型通所介護
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援計画作成 ・住宅改修 	
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 	

(2) 利用対象者の推計

① 改定後要介護認定者（介護予防後：再掲）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計	881	927	992
要支援 1	32	35	40
要支援 2	88	93	101
要介護 1	135	143	152
要介護 2	212	222	236
要介護 3	174	182	194
要介護 4	131	138	147
要介護 5	109	114	122

② 施設・居住系サービス利用者数

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、過去の実績の利用傾向等を加味して想定しました。4施設の合計で、平成27年度～平成29年度で176人と見込んでいます。

施設種別	介護度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設利用者計		176	176	176
介護老人福祉施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	2	1	1
	要介護 2	5	1	1
	要介護 3	20	20	15
	要介護 4	18	21	23
	要介護 5	17	19	22
	計	62	62	62
介護老人保健施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	3	2	1
	要介護 2	15	10	5
	要介護 3	20	22	23
	要介護 4	23	25	27
	要介護 5	22	24	27
	計	83	83	83
介護療養型 医療施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	0	0	0
	要介護 4	1	1	1
	要介護 5	1	1	1
	計	2	2	2
地域密着型 介護老人福祉施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	2	2	0
	要介護 3	10	9	8
	要介護 4	11	12	13
	要介護 5	6	6	8
	計	29	29	29

認知症高齢者共同生活介護と特定施設入居者生活介護利用者数についても、過去の実績の利用傾向等を加味して想定しました。居住系サービスの合計で、平成27年度に24人、平成28年度に36人、平成29年度に43人と見込んでいます。

施設種別	介護度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系サービス利用者計		24	36	43
認知症高齢者 共同生活介護	要支援1			
	要支援2	0	0	0
	要介護1	0	3	2
	要介護2	2	5	7
	要介護3	1	4	6
	要介護4	2	3	4
	要介護5	1	1	2
	計	6	16	21
特定施設 入居者生活介護	要支援1	0	0	0
	要支援2	1	1	1
	要介護1	6	7	8
	要介護2	4	5	6
	要介護3	2	2	2
	要介護4	3	3	3
	要介護5	2	2	2
	計	18	20	22

③ 居宅サービス等受給者数の推計

居宅サービス等受給者数は、平成27年度で560人、平成29年度で629人、計画期間内で69人増加すると見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	17	18	19
要支援2	63	65	70
要介護1	89	95	104
要介護2	165	173	185
要介護3	115	121	130
要介護4	68	70	72
要介護5	43	46	49
計	560	588	629

(3) 居宅サービス

① 訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問して、日常生活に支障がある方に対して入浴、排せつ、食事等の介護、その他、日常生活上の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

訪問介護における平成 24 年度の給付実績は 34,667 回であり、平成 27 年度には 35,220 回、平成 29 年度には 40,015 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	回／年	34,667	33,762	35,220	37,177	40,015

② 訪問入浴介護

入浴設備のある移動入浴車により居宅に浴槽を持ち込んで行うサービスです。

【実績と見込量】

訪問入浴介護における平成 24 年度の給付実績は 1,235 回であり、平成 27 年度には 1,747 回、平成 29 年度には 3,090 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴介護	回／年	1,235	1,174	1,747	2,180	3,090

③ 訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問して、療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者などとなります。

【実績と見込量】

訪問看護における平成 24 年度の給付実績は 3,267 回であり、平成 27 年度には 3,918 回、平成 29 年度には 4,195 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問看護	回／年	3,267	3,645	3,918	4,091	4,195

④ 訪問リハビリテーション

主治医の指示のもと、理学療法士や作業療養士が、居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

【実績と見込量】

訪問リハビリテーションにおける平成24年度の給付実績は914回であり、平成27年度には1,076回、平成29年度には1,204回を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問リハビリテーション	回/年	914	1,183	1,076	1,151	1,204

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護高齢者等の家庭を訪問し、療養に関する管理と指導を行うサービスです。

【実績と見込量】

居宅療養管理指導における平成24年度の給付実績は882人であり、平成27年度には1,272人、平成29年度には1,380人を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅療養管理指導	人/年	882	1,073	1,272	1,308	1,380

⑥ 通所介護

老人デイサービスセンターなどに通って、その施設で入浴、排せつ、食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込量】

通所介護における平成24年度の給付実績は31,946回であり、平成27年度には47,692回、平成29年度には35,504回を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所介護	回/年	31,946	34,894	47,692	32,411	35,504

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などに通って、その施設で心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【実績と見込量】

通所リハビリテーションにおける平成 24 年度の給付実績は 5,085 回であり、平成 27 年度には 6,142 回、平成 29 年度には 7,112 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所リハビリテーション	回／年	5,085	4,594	6,142	6,811	7,112

⑧ 短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込量】

短期入所生活介護における平成 24 年度の給付実績は 3,819 日であり、平成 27 年度には 4,756 日、平成 29 年度には 5,130 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所生活介護	日／年	3,819	4,194	4,756	4,897	5,130

⑨ 短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

短期入所療養介護における平成 24 年度の給付実績は 821 日であり、平成 27 年度には 1,156 日、平成 29 年度には 1,265 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所療養介護	日／年	821	753	1,156	1,204	1,265

⑩ 短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療機関に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

短期入所療養介護における平成 24 年度の給付実績は 534 日であり、平成 27 年度には 420 日、平成 29 年度には 504 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所療養介護	日／年	534	441	420	436	504

⑪ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うもので、要介護認定を受けた入所者に対し、保険給付であるサービスを提供します。

【実績と見込量】

特定施設入居者生活介護における平成 24 年度の給付実績は 12 人であり、平成 27 年度には 17 人、平成 29 年度には 21 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定施設入居者生活介護	人／月	12	12	17	19	21

⑫ 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練などのための用具を貸与するサービスです。

【実績と見込量】

福祉用具貸与における平成 24 年度の給付実績は 197 人であり、平成 27 年度には 262 人、平成 29 年度には 279 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉用具貸与	人／月	197	232	262	270	279

⑬ 特定福祉用具販売

貸与になじまない入浴または排せつに使用する特定福祉用具を購入した時に、基本的にその費用（限度額 10 万円）の 9 割または 8 割相当額を支給します。

【実績と見込量】

特定福祉用具販売における平成 24 年度の給付実績は 4 人であり、平成 27 年度には 5 人、平成 29 年度には 6 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定福祉用具販売	人／月	4	5	5	5	6

(4) 地域密着型サービス

《地域密着型サービスの概要》

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス（在宅支援の強化など）を提供いたします。また、介護サービス・基盤整備の考え方としては、保険者が主体となり「計画策定と政策誘導（指定権限・指導監督・処分権限・介護報酬の決定権限などの行使）」を保険者が行います。

《地域密着型サービス（法定）の種類（サービス利用は町被保険者のみ可能）》

- 小規模多機能型居宅介護（日中の利用を基本とし15人程度。泊まりのケアは通いの利用者に限定し5人程度）
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養（定員30人未満））
- 地域密着型通所介護

本町では、既存サービスの整備状況、地域のニーズ、財政状況等を勘案し、地域密着型サービスとしては、「認知症高齢者共同生活介護」を新たに実施します。

① 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、本人の心身の状況等に応じ、入浴、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込量】

小規模多機能型居宅介護における平成24年度の給付実績は36人であり、平成27年度～平成29年度は36人を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小規模多機能型居宅介護	人／年	36	36	36	36	36

【基盤整備方針】

今計画期間中は近隣市町との連携を図り、必要なサービス量を確保いたします。

② 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護者などで、かつ、認知症のある方が、共同生活を営むべき住居において、日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込量】

認知症対応型共同生活介護における平成 24 年度の給付実績は 7 人であり、平成 27 年度には 6 人、平成 29 年度には 21 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対応型共同生活介護	人／月	7	5	6	16	21

【基盤整備方針】

今計画期間内にサービス提供事業者の参入を促していきます。

③ 介護老人福祉施設入所者生活介護

施設に入所した要介護高齢者に対し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援等、生活全般にわたって必要なサービスを行う施設です。

平成 24 年 7 月から介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供事業者が事業を実施いたしました。

【実績と見込量】

介護老人福祉施設入所者生活介護における平成 24 年度の給付実績は 15 人であり、平成 27 年度～平成 29 年度は 29 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	15	29	29	29	29

【基盤整備方針】

現在の介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供事業者が継続し事業を実施いたします。

④ 地域密着型通所介護

介護保険法の改正に伴い、平成 28 年度より通所介護のうち、利用定員 18 人以下の小規模の通所介護事業所（前年度の 1 月あたりの平均利用延人員数が 300 人以内の事業所）については、地域との連携とサービスの質の向上の観点から、地域密着型サービスへ移行します。

その施設では、入浴、排せつ、食事の提供、その他日常生活の支援や生活機能訓練を行います。

（平成 26 年 10 月現在、本町の認定者が利用している事業所のうち、約 3 割が対象となります。）

【実績と見込量】

平成 28 年度には 140 人、平成 29 年度には 150 人と見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型通所介護	人／月	—	—	0	140	150

(5) その他のサービス（介護給付）

① 住宅改修

要介護高齢者に対し、家に手すりの取り付けやスロープの設置など厚生労働大臣が定める工事を行った場合に費用（限度額 20 万円）の 9 割または、8 割を支給いたします。

【実績と見込量】

住宅改修における平成 24 年度の給付実績は 3 人であり、平成 27 年度には 3 人、平成 29 年度には 4 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修	人／月	3	3	3	4	4

② 居宅介護支援計画作成

要介護高齢者に対し、心身の状態や家庭の状況に応じて訪問看護・訪問介護・通所介護等の適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。また、介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関などとの連絡調整を行います。

【実績と見込量】

居宅介護支援計画作成における平成 24 年度の給付実績は 384 人であり、平成 27 年度には 477 人、平成 29 年度には 515 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護支援計画作成	人／月	384	420	477	495	515

(6) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援等、生活全般にわたって必要なサービスを行う施設です。

【実績と見込量】

介護老人福祉施設における平成 24 年度の実績は 61 人であり、平成 27 年度～平成 29 年度は 62 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	人／月	61	59	62	62	62

【基盤整備方針】

町内に 1 か所、隣接する 2 市 2 町にも合計 6 か所の介護老人福祉施設があり、ベッド数は確保されていることから、今後も利用者のニーズに対応できるサービス量を確保できると見込んでいます。

② 介護老人保健施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行う施設で、主に病状が安定期にある要介護者を対象とし、リハビリ等を中心としたサービスを行う施設です。

【実績と見込量】

介護老人保健施設における平成 24 年度の実績は 82 人であり、平成 27 年度～平成 29 年度は 83 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人保健施設	人／月	82	78	83	83	83

【基盤整備方針】

現在、町内には整備されていませんが、隣接する 2 市 2 町には合計 7 か所の介護老人保健施設があり、今後も利用者のニーズに対応できるサービス量は確保できると見込んでいます。

③ 介護療養型医療施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の支援及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設で、主に長期にわたり療養が必要な要介護高齢者を対象とする施設です。

【実績と見込量】

介護療養型医療施設における平成 24 年度の実績は 5 人であり、平成 27 年度～平成 29 年度は 2 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設	人／月	5	3	2	2	2

【基盤整備方針】

現在、町内には整備されていませんが、塩釜医療圏域には指定介護療養型施設が 2 か所あり、おおむねの病床数は確保されていると考えられます。

なお、介護療養型医療施設は、平成 29 年度末までに転換施設として、病床または老人保健施設に変更になります。

(7) 介護予防サービス

① 介護予防訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問して、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護、その他、日常生活上の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防訪問介護における平成 24 年度の給付実績は 169 人でした。平成 29 年度より地域支援事業に移行しますが、平成 29 年 3 月利用分と月遅れ利用分を見込み、平成 29 年度中には介護予防訪問介護を利用する方を 48 人と見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護	人／年	169	210	264	264	48

② 介護予防訪問入浴介護

入浴設備のある移動入浴車により居宅に浴槽を持ち込んで行うサービスです。

【実績と見込量】

第 5 期計画において給付実績はありませんでしたが、平成 27 年度～平成 29 年度には 1 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問入浴介護	回／年	0	0	1	1	1

③ 介護予防訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防訪問看護における平成 24 年度の給付実績は 82 回でしたが、利用が減少しているため、平成 27 年度～平成 29 年度には 8 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問看護	回／年	82	22	8	8	8

④ 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、主治医の指示のもと、理学療法士や作業療養士が居宅を訪問し、短期集中的にリハビリテーションを行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防訪問リハビリテーションにおける平成 24 年度の給付実績は 29 回であり、平成 27 年度には 149 回、平成 29 年度には 317 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問リハビリテーション	回／年	29	24	149	293	317

⑤ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養に関する管理と指導を行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防訪問居宅療養管理指導における平成 24 年度の給付実績は 9 人であり、平成 27 年度～平成 29 年度には 12 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防居宅療養管理指導	人／年	9	7	12	12	12

⑥ 介護予防通所介護

老人デイサービスセンターなどで、食事などの基本的なサービスや生活行為向上のための支援を行うほか、個人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等）を提供いたします。

【実績と見込量】

介護予防通所介護における平成 24 年度の給付実績は 541 人です。平成 29 年度より地域支援事業に移行しますが、平成 29 年 3 月利用分と月遅れ利用分を見込み、平成 29 年度中は介護予防通所介護を利用する方がいると考え、平成 29 年度には 144 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所介護	人／年	541	610	708	556	144

⑦ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などで、食事などの基本的なサービスや生活行為向上のための支援を行うほか、個人の目標にあわせた選択的なりハビリテーションを行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防通所リハビリテーションにおける平成 24 年度の給付実績は 116 人であり、平成 27 年度には 60 人、平成 29 年度には 84 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所 リハビリテーション	人／年	116	100	60	72	84

⑧ 介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防短期入所生活介護における平成 24 年度の給付実績は 24 日であり、平成 27 年度～平成 29 年度には 7 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 短期入所生活介護	日／年	24	2	7	7	7

⑨ 介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設などの施設に短期間入所して、その施設において看護医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防短期入所療養介護における平成 25 年度の給付実績は 9 日であり、平成 27 年度～平成 29 年度は 12 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 短期入所療養介護	日／年	0	9	12	12	12

⑩ 介護予防短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療機関に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

第5期計画において給付実績はありませんでしたが、平成27年度～平成29年度には12日を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防短期入所療養介護	日／年	0	0	12	12	12

⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の支援などを行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防特定施設入居者生活介護における平成25年度の給付実績は1人であり、平成27年度～平成29年度についても1人を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	0	1	1	1	1

⑫ 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため、福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与するサービスです。

【実績と見込量】

介護予防福祉用具貸与における平成24年度の給付実績は17人であり、平成27年度には33人、平成29年度には38人を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防福祉用具貸与	人／月	17	24	33	34	38

⑬ 特定介護予防福祉用具販売

介護予防を目的とした入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具の販売の指定を受けた事業者から購入した場合に、購入費の一部を支給するサービスです。

【実績と見込量】

特定介護予防福祉用具販売における平成 24 年度の給付実績は 1 人であり、平成 27 年度には 2 人、平成 29 年度には 3 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定介護予防福祉用具販売	人／月	1	1	2	2	3

(8) その他のサービス（介護予防給付）

① 介護予防住宅改修

生活環境を整えるため、必要と認められた小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の一部を支給するサービスです。

【実績と見込量】

介護予防住宅改修における平成24年度の給付実績は1人であり、平成27年度～平成29年度は2人を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防住宅改修	人/月	1	1	2	2	2

② 介護予防支援計画作成

要支援高齢者に対し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業者が作成します。

【実績と見込量】

介護予防支援計画作成における平成24年度の給付実績は70人でしたが、東日本大震災の影響により利用が減少し今後もこの利用状況が継続することが見込まれるため、平成27年度には86人、平成29年度には地域支援事業への移行により53人を見込んでいます。

種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防支援計画作成	人/月	70	78	86	90	53

(9) サービス量の見込み（一覧）

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数などを、過去の実績を勘案して算出すると、平成27年度～平成29年度までの計画期間における各サービスの見込量は以下のようになります。

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1. 居宅介護サービス						
訪問介護	回/年	34,667	33,762	35,220	37,177	40,015
訪問入浴介護	回/年	1,235	1,174	1,747	2,180	3,090
訪問看護	回/年	3,267	3,645	3,918	4,091	4,195
訪問リハビリテーション	回/年	914	1,183	1,076	1,151	1,204
居宅療養管理指導	人/年	882	1,073	1,272	1,308	1,380
通所介護	回/年	31,946	34,894	47,692	32,411	35,504
通所リハビリテーション	回/年	5,085	4,594	6,142	6,811	7,112
短期入所生活介護	日/年	3,819	4,194	4,756	4,897	5,130
短期入所療養介護（老健）	日/年	821	753	1,156	1,204	1,265
短期入所療養介護（病院等）	日/年	534	441	420	436	504
特定施設入居者生活介護	人/月	12	12	17	19	21
福祉用具貸与	人/月	197	232	262	270	279
特定福祉用具販売	人/月	4	5	5	5	6
2. 地域密着型サービス						
小規模多機能型居宅介護	人/年	36	36	36	36	36
認知症対応型共同生活介護	人/月	7	5	6	16	21
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	15	29	29	29	29
地域密着型通所介護	人/月	—	—	0	140	150
3. その他のサービス						
住宅改修	人/月	3	3	3	4	4
居宅介護支援計画作成	人/月	384	420	477	495	515
4. 施設サービス						
介護老人福祉施設	人/月	61	59	62	62	62
介護老人保健施設	人/月	82	78	83	83	83
介護療養型医療施設	人/月	5	3	2	2	2

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1. 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	人/年	169	210	264	264	48
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	1	1	1
介護予防訪問看護	回/年	82	22	8	8	8
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	29	24	149	293	317
介護予防居宅療養管理指導	人/年	9	7	12	12	12
介護予防通所介護	人/年	541	610	708	556	144
介護予防通所リハビリテーション	人/年	116	100	60	72	84
介護予防短期入所生活介護	日/年	24	2	7	7	7
短期入所療養介護（老健）	日/年	0	9	12	12	12
短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0	12	12	12
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人/月	17	24	33	34	38
特定介護予防福祉用具販売	人/月	1	1	2	2	3
2. その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	人/月	1	1	2	2	2
介護予防支援計画作成	人/月	70	78	86	90	53

(10) サービス給付費の見込み(一覧)

種類	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付費	千円	1,178,765	1,184,174	1,349,772	1,399,537	1,474,396
予防給付費	千円	35,330	38,354	41,035	44,103	18,829
総給付費	千円	1,214,095	1,222,528	1,390,807	1,443,640	1,493,225

※介護給付費は推計値です。

※百の位以下を四捨五入して表示してあるため、合計が合わない場合もあります。

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1 居宅サービス						
訪問介護	千円	106,029	98,497	101,357	104,414	109,267
訪問入浴介護	千円	14,650	13,441	12,490	12,907	14,978
訪問看護	千円	20,416	21,152	20,624	21,249	21,790
訪問リハビリテーション	千円	2,773	3,396	4,506	4,763	4,927
居宅療養管理指導	千円	5,832	7,042	9,698	9,970	10,614
通所介護	千円	267,840	290,575	381,988	258,262	279,963
通所リハビリテーション	千円	49,231	44,652	50,170	52,247	53,358
短期入所生活介護	千円	33,125	34,925	43,333	43,446	44,703
短期入所療養介護(老健)	千円	8,485	7,395	9,302	9,382	9,495
短期入所療養介護(病院等)	千円	7,239	6,175	6,135	6,353	7,351
特定施設入居者生活介護	千円	27,305	28,284	34,121	38,076	42,807
福祉用具貸与	千円	30,800	36,144	41,695	42,655	43,847
特定福祉用具販売	千円	1,116	1,668	899	970	1,106
2 地域密着型サービス						
小規模多機能型居宅介護	千円	7,426	7,355	7,357	7,422	7,475
認知症対応型共同生活介護	千円	19,373	14,967	16,500	25,849	40,380
介護老人福祉施設入所者生活介護	千円	39,107	74,733	84,126	85,003	86,687
地域密着型通所介護	千円	—	—	—	144,400	155,400
3 その他サービス						
住宅改修	千円	3,496	3,586	2,961	3,161	3,567
居宅介護支援計画作成	千円	61,956	69,333	78,144	80,756	83,794
4 施設サービス						
介護老人福祉施設	千円	179,972	166,362	175,069	177,079	178,989
介護老人保健施設	千円	269,751	244,575	265,383	267,259	269,984
介護療養型医療施設	千円	22,843	9,917	3,914	3,914	3,914

項 目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	千円	3,342	4,242	5,629	5,921	829
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0	11	11	11
介護予防訪問看護	千円	261	66	16	16	16
介護予防訪問リハビリテーション	千円	81	67	348	686	742
介護予防居宅療養管理指導	千円	42	30	146	146	146
介護予防通所介護	千円	19,351	20,751	24,282	26,033	7,157
介護予防通所リハビリテーション	千円	5,377	4,339	2,960	3,180	3,228
介護予防短期入所生活介護	千円	167	19	13	13	13
介護予防短期入所療養介護（老健）	千円	0	70	25	25	25
介護予防短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	25	25	25
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	0	566	23	23	23
介護予防福祉用具貸与	千円	829	1,314	1,857	1,959	2,189
特定介護予防福祉用具販売	千円	312	220	378	382	388
2 その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	千円	1,980	2,707	1,045	1,195	1,392
介護予防支援計画作成	千円	3,588	3,961	4,277	4,488	2,645

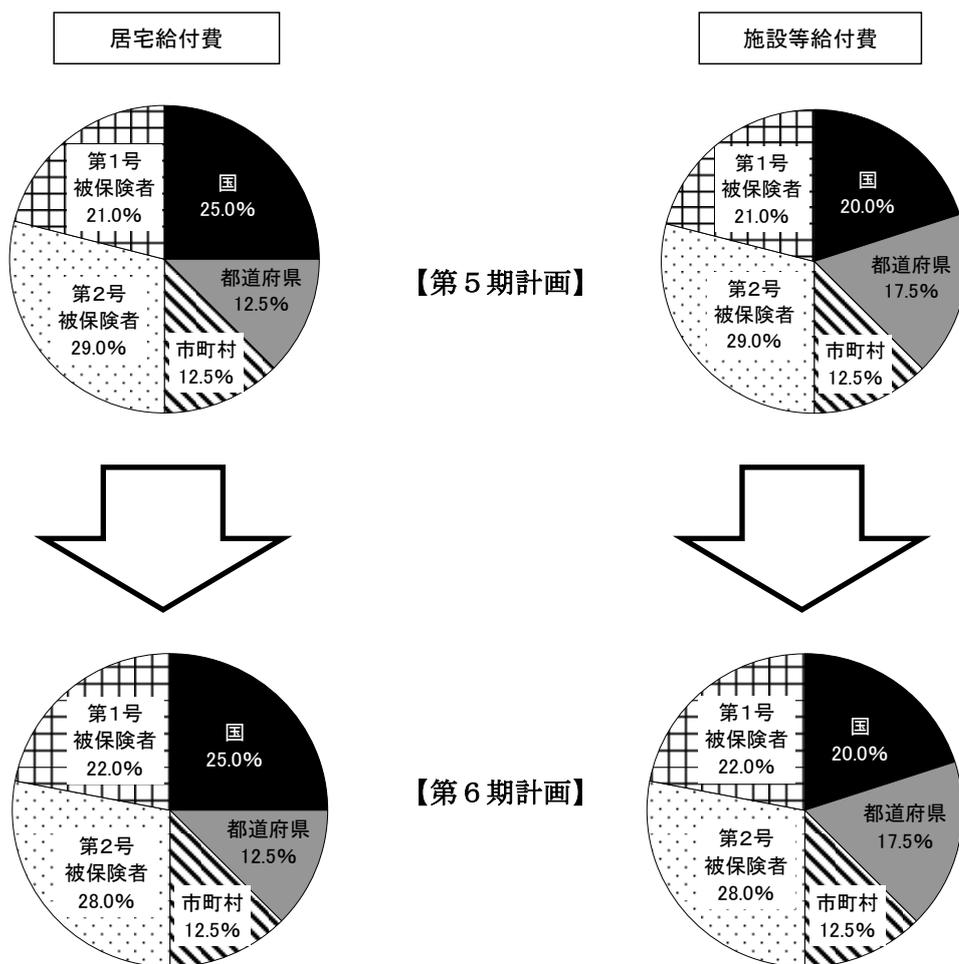
(11) 介護保険料の設定

① 財源構成

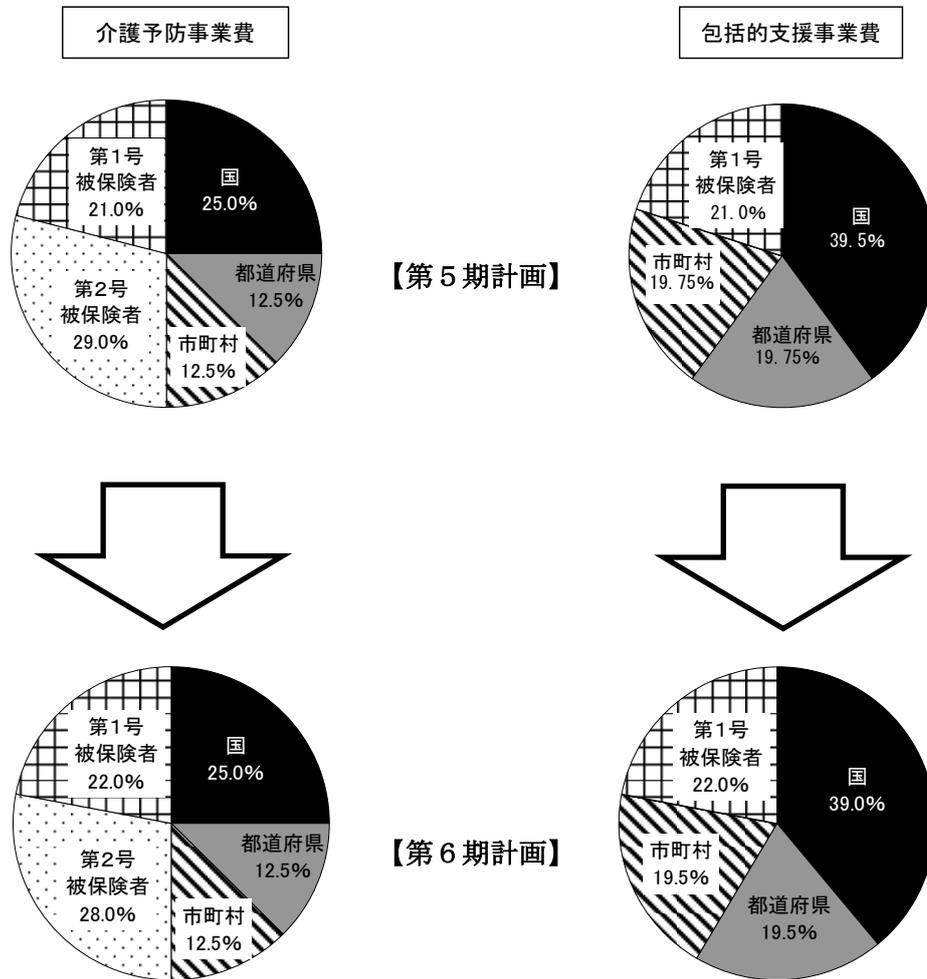
介護保険制度は、国民全体で支え合う社会保険方式を採用し、その財源として、第2号被保険者（40歳～64歳）と第1号被保険者（65歳以上）の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第5期計画は第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%でしたが、第6期計画においては、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%と、第1号被保険者の負担率に変更されました。これは高齢者が増加し人口割合が変化したことへの対応であり、高齢者一人当たりの負担が増えるものではありません。

なお、国・県・町の負担割合は、居宅給付費については、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費については、国が20%、県が17.5%、町が12.5%と、第5期計画と変わりありません。



また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、第1号被保険者の保険料と国・県・町の負担によって構成されています。



※居宅給付費と同じ負担割合

※第2号被保険者の保険料は含まれません。

② 所得段階別介護保険料

第6期計画では、所得段階別介護保険料を国が示す標準的な9段階区分から、10段階区分に多段階化することにより負担の公平性を図ります。

また、第7段階の合計所得金額を190万未満から200万未満（第5期同様）、第8段階の合計所得金額を290万未満から300万未満に基準所得金額を変更し、保険料の弾力化を図ります。

【所得段階別被保険者見込数】

所得段階区分	所得段階別加入者数			基準額に対する割合
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
第1段階（人）	612人	629人	643人	0.50
第2段階（人）	197人	203人	208人	0.75
第3段階（人）	230人	237人	242人	0.75
第4段階（人）	1,375人	1,414人	1,447人	0.90
第5段階（人）	899人	927人	950人	1.00
第6段階（人）	592人	609人	623人	1.20
第7段階（人）	638人	656人	671人	1.30
第8段階（人）	299人	308人	315人	1.50
第9段階（人）	179人	184人	188人	1.70
第10段階（人）	100人	100人	100人	1.75
合計（人）	5,121人	5,267人	5,387人	

③ 介護保険事業を運営するために必要となる費用

介護保険事業を運営するために必要となる費用（要介護認定者等の事務の執行に要する費用を除く）は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用等です。介護保険事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費に分けられます。

【標準給付費見込額】

標準給付費見込額は、要介護認定者に対する介護サービス給付費と要支援認定者に対する介護予防サービス給付費を合わせた総給付費と、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合計したものです。

【地域支援事業費】

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に係る費用です。第6期計画では、地域包括ケア体制の構築を進めるため、新しい介護予防・日常生活総合支援事業が実施されることから、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、地域支援事業への移行が行われます。

④ 事業費の財源

事業費の財源となるのは、国の負担金、県の負担金、町の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者の保険料、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）となります。

【調整交付金】

調整交付金は、保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害などによる保険料の減免などといった格差を調整するものであり、調整交付金が介護給付費等に占める割合は、保険者ごとに異なります。

全国平均は5%となりますが、本町においては、平成27年度～平成29年度までの各年度平均で約3.5%を見込んでいます。

⑤ 介護保険料の推計

第1号被保険者の介護保険料については、介護保険事業や地域支援事業の事業費の見込みをもとに、これまで示した財源を勘案し、国が示した計算方法に基づいて算出しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総給付費（円） （一定以上所得者負担の調整後）	1,384,642,462	1,433,965,311	1,483,168,925	4,301,776,698
総給付費（円）	1,390,807,000	1,443,640,000	1,493,225,000	4,327,672,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	6,164,538	9,674,689	10,056,075	
特定入所者介護サービス費等給付額（円）	61,000,000	64,000,000	67,000,000	192,000,000
高額介護サービス費等給付額（円）	18,500,000	19,000,000	19,500,000	57,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額（円）	2,500,000	2,500,000	2,500,000	7,500,000
算定対象審査支払手数料（円）	1,437,000	1,462,000	1,487,000	4,386,000
標準給付費見込額（円） ①	1,468,079,462	1,520,927,311	1,573,655,925	4,562,662,698
地域支援事業費（円） ②	44,000,000	45,600,000	81,000,000	170,600,000
保険給付費見込額に対する割合（％）	3.0	3.0	5.1	
第1号被保険者負担分相当額（円） ③ ＝①＋②×22％				1,041,317,794
調整交付金相当額（円） ④ ＝①×5％（全国平均）				228,133,135
調整交付金見込率（％） ⑤	3.6	3.5	3.4	
調整交付金見込額（円） ⑥ ＝①×⑤	52,851,000	53,232,000	53,504,000	159,587,000
準備基金取崩額（円） ⑦				0
財政安定化基金取崩による交付額 ⑧				0
保険料収納必要額（円） ⑨ ＝③＋④－⑥－⑦－⑧				1,109,863,929
予定保険料収納率（％） ⑩				98.0
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（人） ⑪ ＝第1号被保険者数×所得段階別負担割合	5,230	5,378	5,498	16,106
保険料基準額（年額 円） ⑫ ＝⑨/⑩/⑪				70,316
保険料基準額（月額 円） ＝⑫/12				5,860

※調整交付金見込額は、百の位以下を四捨五入して表示しています。

【第6期における第1号被保険者の介護保険料】

区分	説明	保険料割合	保険料(年額)	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	35,160円	2,930円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	52,740円	4,395円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.75	52,740円	4,395円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	63,288円	5,274円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.0	70,320円	5,860円
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	84,384円	7,032円
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	91,416円	7,618円
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	105,480円	8,790円
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	119,544円	9,962円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.75	123,060円	10,255円

◇平成37年(2025年)の保険料の推計

第6期計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳となる平成37年を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが求められています。

国の試算では、現在の給付水準でそのまま推移すると、総給付額が平成26年の約10兆円から平成37年には約21兆円と約2倍に増加し、保険料が8,200円前後になる見通しとなっています。

本町においても、給付費は増加の一途であり10年後の保険料は国同様に、上昇する見通しです。

⑥ 介護保険サービスの円滑な推進

◇介護給付費用適正化事業について

- ・要介護認定、認定調査、介護認定審査の適正化のため、調査員の能力向上を図り、同行調査を実施し認定調査の適正化に取り組みます。
- ・ケアプランのチェックを行い、介護サービスの提供における適正化を図ります。
- ・住宅改修における動線確認及び適正価格であるかの確認、大規模な住宅改修等については、現地調査を実施し適正化を図ります。また、住宅改修をする際の見積りを2社以上にすることを推進します。
- ・宮城県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより、医療給付・介護給付の突合を行い重複請求を防ぎます。また、福祉用具の貸与、ケアプランの加算、サービスの日数等などの介護保険給付に疑義のある給付内容について、事業所に確認を依頼し適正化を図ります。

◇収納について

介護保険料を納めていただくことは、公平性の確保や介護保険制度の安定的運営に不可欠なものです。また、サービス利用者が滞納し続けていると、給付制限の措置が講じられることも想定されます。今後も、本制度の周知に努め、被保険者に制度の趣旨を十分理解していただきながら、円滑に納入していただけるよう、収納率の向上に努めます。

◇低所得者の方への対応について

低所得者の方への対策には、次のような措置を講じます。

- ・保険料の軽減等
- ・災害の発生等により、住宅等に著しい損害を受けた場合の減免・徴収猶予
- ・主たる生計者の収入が、失業などのため著しく減少した場合の減免
- ・利用者負担の軽減等
- ・高額介護サービス費の支給
- ・低所得者の施設サービス利用における食費・居住費（滞在費）にかかる特定入所者介護サービス費の支給
- ・社会福祉法人等による低所得者のサービス利用の負担軽減

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 計画の進行管理

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

- ・ サービス利用の状況や、財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況の把握に努めます。
- ・ 福祉施策や介護保険事業の質的な向上を目指し、地域包括支援センター等に集まる相談や苦情等をはじめ、町民・団体・事業者の意見や要望など、質的なデータの収集・整理に努めます。
- ・ 3年ごとの見直しの時点では、実態調査等により町民の方から広く意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。

(2) サービス提供体制の整備

① サービス情報の提供

町民に対して福祉サービスや介護サービスの適切な利用を促進するため必要な情報の提供を行います。

- ・ 町広報やホームページなどによる広報活動の充実
- ・ 介護保険の手引き、認知症ケアパス等の作成
- ・ 各種研修会や講座等によるサービス内容の普及

② 相談・苦情対応体制の充実

サービス利用等に関する町民からの相談には、地域包括支援センターが中心となり迅速かつ適切な対応に努めます。

③ 事業者への対応要請・苦情情報の提供

苦情内容が、サービス提供事業者の対応(ケアプランの変更など)や事業者との調整で処理できるものである場合、町の介護保険担当や相談窓口担当などが、サービス提供事業者や施設に対し要請・連絡を行い、直接対応します。

また、解決が困難な場合は県や国保連合会との連携のもと、適切な苦情処理を行います。

2 ネットワークの形成及び連携

(1) ケアマネジャー等の資質の向上

平成18年度の地域包括支援センターの創設以来、地域包括支援センターではケアマネジャー資質向上をめざし継続的、包括的なサービスを行ってきました。

今後も、より包括的な高齢者などへの支援が必要となることから、ケアマネジャーに対しては、資質・専門性の更なる向上を目的に、地域包括支援センターによる支援体制を充実させるとともに、研修や情報交換会を開催するなどして、常時最新の情報を提供できるよう努めます。

(2) 医療・保健・福祉・法曹専門職との連携

計画の総合的な推進のためには、介護支援専門員、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士（ソーシャルワーカー）等の専門職のみならず、医師や医療相談員等の医療機関や弁護士や司法書士等法曹関係とも連携し、多様化する問題解決を図ります。

(3) 住民活動・ボランティア団体等の人材育成支援

専門的なサービスとともに、見守りなど町民による身近で日常的な支援が非常に大切です。より多くの町民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業所などへの働きかけを行うほか、介護予防を推進するためのボランティアの養成を行います。

(4) 地域福祉課、社会福祉協議会との連携

平成20年度に策定された七ヶ浜町地域福祉計画、及び社会福祉協議会の地域福祉行動計画に基づく地域福祉推進会議との協働により、町の課題に対する現状分析や検討、要援護者対策についての検討、情報共有、協力支援等を行います。

(5) 生活支援コーディネーター及び生活支援・介護予防サービス協議体の設置

地域において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築機能）を果たすため、生活支援コーディネーターを設置します。また、コーディネーターを組織的に補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場として、「生活支援・介護予防サービス協議体」を設置します。

第7章 資料編

1 パブリックコメントの実施

平成27年1月23日(金)～平成27年2月6日(金)までの15日間、七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第6期)(案)に対するパブリックコメントを募集しましたが、意見等は寄せられませんでした。

2 介護保険運営協議会

(1) 介護保険運営協議会の設置

七ヶ浜町介護保険条例第11条の規定により、介護保険に関する施策の実施を町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、七ヶ浜町介護保険運営協議会を設置することが定められています。

(2) 介護保険運営協議会の所掌事務

七ヶ浜町介護保険条例第12条の規定による介護保険運営協議会は、介護保険法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定に関する事項、介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの事業所の規定基準、介護報酬の設定、その他の地域密着型サービスの運営に関して必要な事項、町の介護保険に係る施策の実施状況に関する事項、及び介護保険の施策に関する重要事項の調査審議を行います。

(3) 意見の具申

七ヶ浜町介護保険条例第13条の規定により、調査審議をした結果必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができると定められています。

今回の第6期計画においても、4回の介護保険運営協議会を開催し、その中でこれからの介護保険制度のあり方、施設計画の必要性や介護保険料額など計画策定に関する意見の具申をいただいています。

(4) 介護保険運営協議会の組織

介護保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する者、介護に関し学識又は経験を有する者、介護サービス及び介護予防サービスに関する事業に従事する者、及び町長が必要と認める者で10人以内で組織する規定になっています。

介護保険運営協議会委員名簿は下記のとおりです。

氏名	所属
◎ 鎌田 節夫	社会福祉法人 七ヶ浜町社会福祉協議会
○ 後藤 國勝	七ヶ浜町民生委員 児童委員協議会
金子 美千子	七ヶ浜町ボランティア友の会
赤間 長松	七ヶ浜町介護者家族の会
佐藤 憲子	社会福祉法人 千賀の浦福祉会
菌部 太郎	社団法人 宮城県塩釜医師会
川口 剛	社団法人 塩釜歯科医師会
青木 良悦	塩釜地区薬剤師会
小山 高史	宮城県仙台保健福祉事務所

※順不同、◎は会長、○は副会長

平成 27 年 3 月現在

(5) 七ヶ浜町介護保険運営協議会経過

回数	開催日	協議事項
第1回	平成 26 年 6 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護認定者数の推移及び介護認定者に占める利用割合について 2. 平成 25 年度介護保険給付費等の決算状況及び給付状況について 3. 第 6 期介護保険事業計画の概要について
第2回	平成 26 年 10 月 30 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護認定者数の推移及び介護認定者に占める利用割合について 2. 平成 26 年度介護保険給付費等の状況 3. 第 6 期介護保険事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・七ヶ浜町を取り巻く現状の整理 ・「高齢者の生活に関する実態調査」報告書 ・七ヶ浜町高齢者福祉・第 6 期介護保険事業計画骨子案
第3回	平成 27 年 1 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 6 期介護保険事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の設定について
第4回	平成 27 年 3 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 6 期介護保険事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について

七ヶ浜町
高 齡 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画
平成27年3月

編集・発行／七ヶ浜町 健康増進課

〒985-8577

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

TEL (022) 357-7447